

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

2021年3月



株式会社ディマージシェア

1. この届出目論見書により行うブックビルディング方式による株式74,375千円（見込額）の募集及び株式287,000千円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）並びに株式56,175千円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第5条により有価証券届出書を2021年3月18日に関東財務局長に提出しておりますが、その届出の効力は生じておりません。

したがって、募集の発行価格及び売出しの売出価格等については今後訂正が行われます。

なお、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

2. この届出目論見書は、上記の有価証券届出書に記載されている内容のうち、「第三部 特別情報」を除いた内容と同一のものであります。

新株式発行並びに株式売出届出目論見書

株式会社ディマージシェア

東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号

本ページ及びこれに続く写真・図表等は、当社グループの概況等を要約・作成したものであります。
詳細は、本文の該当ページをご参照ください。

1 企業理念・ビジョン

DIGITAL SOLUTION COMPANY

DXでビジネスにイノベーションを

企業理念

まじめに向き合い、感謝される。
共創する「すごい」を世の中に発信し続ける。

ビジョン

DXを通じて
経営革新／事業創造を支援する
ファーストパートナー

2 事業の内容

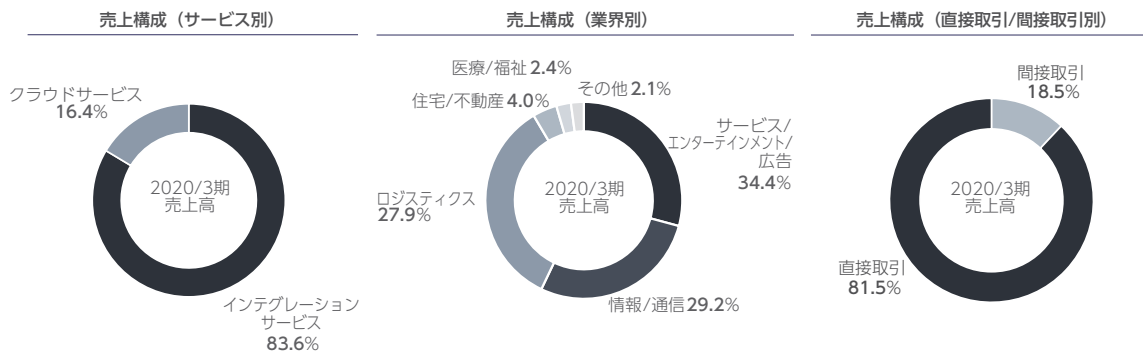
昨今のデジタルトランスフォーメーション(※1) (DX)の潮流の中で、企業においてIT／デジタルは単に「便利なもの」ではなく「企業の価値の中核」となっており、フィンテック (FinTech) (※2) やアグリテック (AgriTech) (※3)、メドテック (MedTech) (※4) などに代表されるように、IT／デジタルの活用は企業の収益力・競争力にとって不可欠な存在になっております。今後多くの企業がIT企業化していくことが予想されるため、企業の生存戦略としてDXへの対応は不可避であると考えております。

当社グループ(当社及び当社の関係会社)は、企業のDXを通じて経営革新／事業創造を支援する「DIGITAL SOLUTION COMPANY」を標榜し、DXの構想及びそれを実現するシステムの設計・開発・運用をワンストップで支援しております。DXに取り組める準備が整っている企業もあれば、IT化・デジタル化への対応が遅れている企業もあるため、顧客の状況に応じてDXの実現に至るまでの段階的な支援も含め提供しております。



一般的なシステム開発では、大手システム支援会社が元請けとして顧客と契約する直接取引を行い、具体的な作業は下請けシステム会社が分業で行う多重下請け構造となっておりますが、当社グループは創業から顧客との直接取引にこだわり、当社グループで一貫して構想・設計・開発・運用を行うとともに、単にシステムを開発するだけにとどまらず、顧客の事業の成功・成長に徹底的にコミットした持続的な支援を提供しております。その結果、当社グループの顧客との直接取引は81.5%、既存顧客との取引継続率は73.9%となっております。

当社グループの顧客基盤として累計顧客数は556社となっており、顧客の業界としてはDXの進展により社会的ニーズが更に高まることが予想されるロジスティクス・情報/通信・医療/福祉等の社会インフラや、オンライン上で提供されるサービス/エンターテインメント/広告等が中心となっております。



- (注) 1: 累計顧客数は2020/3期時点で、創業以来当社と一度でも取引があった取引先を1社としてカウントしております
 2: 取引継続率は2020/3期時点で、2020/3期に取引のあった取引先のうち2019/3期に取引が発生している取引先の割合です
 3: 上記に記載の売上構成 (サービス別、業界別、直接取引/間接取引別) は、2020/3期に係る未監査の数値に基づいたものです

(1) インテグレーションサービス

当社グループの提供する「インテグレーションサービス」は、顧客の様々なDXニーズに対して、戦略的パートナーとしてDXの構想・設計・開発・運用をワンストップで支援し、経営革新や事業創造により収益力・競争力の向上に貢献しております。

当社グループは支援にあたり、顧客の事業構想や課題と徹底的に向き合うため、顧客との直接取引にこだわり、顧客の情報システム部門のみならず、経営陣や事業部門とも密にコミュニケーションを図り、顧客の事業とそのニーズ・課題を深く理解して、顧客と一体的にその実現や課題解決を図っております。

また、顧客の事業においてDXはシステムが完成すれば終わりではなく、完成後に適切に運用・改善されてこそその価値・効果が発揮されるため、顧客の事業に伴走すべく、運用・継続開発を重視しております。それにより構想で描いた価値が適切に創出され、更なる取り組みに向かえるという持続的な支援を実現しております。

DXニーズに対して顧客の戦略的パートナーとして支援

事業創造



自社の経営／事業を革新したいがシステムでやりたいことがまとまらない



自社の製品／サービスや資産をSaaSビジネスに転換したい



新規事業を立ち上げるためシステムの相談がしたい



レガシーシステムから脱却するためシステムを再構築したい



他社に依頼して構築したプロダクトやITサービスの改修・改良を依頼したい



構築したシステムのドキュメントがないが運用をアウトソーシングしたい

経営革新



事業運営に自社リソースを注力するため事業に関わるシステム運用を任せたい



システム基盤をクラウドに移行したい



システムやデジタルテクノロジーで業務を効率化したい

(2)クラウドサービス

株式会社電通が2020年3月11日に発表した「2019年(令和元年)日本の広告費」によると、2019年の日本の総広告費は6兆9,381億円(前年比106.2%)となり、8年連続のプラス成長となりました。媒体別では、マスコミ四媒体広告費(新聞広告費、雑誌広告費、ラジオ広告費、テレビメディア広告費)は前年比96.6%と連続して前年を下回った一方で、インターネット広告費は2兆1,048億円(前年比119.7%)と6年連続の二桁成長となり初めて2兆円を超えました。

インターネット広告の成長は2つの要因が考えられます。1つ目の要因は、パソコンやスマートフォン及びタブレットの普及がインターネット利用者数の増加(総人口の80.9%(総務省 平成30年版 情報通信白書))をもたらし、インターネットがメディアとしての存在価値を高めたことによるものと考えられます。2つ目の要因は、広告の投資対効果を具体的な数値で測定することができ、トラッキング(※5)やターゲティング(※6)、広告取引を自動化するプラットフォームなどのアドテクノロジーが存在価値を高めたことによるものと考えられます。

「広告」や隣り合う領域である「マーケティング」においても、DXは加速しており、新しいテクノロジーが登場し、それらを活用した「デジタル広告」や「デジタルマーケティング」は、今後さらに企業の収益力向上を左右する存在になっていくと考えられます。

当社グループは、多くの人々がインターネット広告に関心を持ち始め、アドテクノロジー(※7)を使った広告配信が世の中に出始めた10年以上前の黎明期から広告システムの開発に携わっております。日々変化する広告業界の中で積み重ねたアドテクノロジーの知見を基に『admage®』という自社クラウド製品を開発し、インターネット広告に携わる広告代理店やメディア企業に対して提供しております。

また、「広告」と並び企業の販売促進を支える「マーケティング」に近年は領域を広げ、企業の「デジタルマーケティング」の支援に取り組んでおります。中でもデジタルマーケティングの一部であるコンテンツマーケティング(※8)は、企業やブランドが新たな消費者を獲得し、信頼関係を構築するための手段として近年期待されており、当社グループはそれを支援する『caravas』という自社クラウド製品をリリースし、企業のマーケティング部門やマーケティング支援企業に提供しております。

これらの自社クラウド製品はストックビジネスとして当社グループの事業の安定と成長を下支えしております。

admage®はインターネット広告事業に必要な
配信・計測・運用機能が詰まったクラウド型パッケージシステム



アフィリエイトASP



広告代理事業の効率化



自社メディアの収益化

「レコメンド」と「分析」でメディアの集客後を収益に
繋げるAI搭載のコンテンツレコメンドSaaS型サービス



AI搭載レコメンド



コンテンツ別詳細分析



ヒートマップ機能

①『admage®(アドマージ)』

クラウドサービスの主力製品である『admage®』は、インターネット広告事業に特化したクラウド型システムのパッケージ製品です。

アドサーバー(※9)、アドネットワーク(※10)、アプリ効果測定、アフィリエイト(※11)、リワード(※12)に加え、レポート閲覧から請求管理まで、すべての業務をサポートしたインターネット広告の総合広告配信システムです。広告代理店、メディア企業向けに小規模企業から大規模企業まで幅広い導入実績があり、累計導入社数は2020年3月末現在437社となり、高い取引シェアを有しています。

また、クラウド製品でありながら、顧客の要望にあったカスタマイズ開発が可能であり、また、カスタマイズ開発後の運用・保守も提供しております。

注:累計導入社数は、創業以来一度でも導入があった取引先の数です

②『caravas(カラバス)』

『caravas』は、多くの企業が取り組むコンテンツマーケティングにおいて、重要でありながら手が回らない、Webメディアへの集客後のユーザーに対して、成果への誘導を支援するAI搭載クラウド型システムです。

コンテンツマーケティングではコンテンツの制作とメディアへの集客に終始してしまい、本来の目的である収益への貢献に繋げることができていない企業が散見されています。

『caravas』はユーザーが閲覧しているコンテンツの内容をAIが把握・分析して関連するコンテンツを自動的にレコメンド(※13)することや、ユーザーのメディア上での行動を踏まえた上で、ユーザーの好みそうなコンテンツをレコメンドすることが可能です。これによりコンテンツへの接触数・接触時間が大幅に向上し、メディア及びメディアを運営する企業及びブランドへの信頼が醸成されやすくなるとともに、メディアの目的である成果に誘導することが可能になります。

また、コンテンツマーケティングの成果を簡単に把握できるように、制作したコンテンツがどれだけコンバージョン(※14)に貢献しているかをひと目でわかる分析機能を備えており、メディアやコンテンツの継続的な改善が可能です。

加えて、機能として搭載されているヒートマップ(※15)を使うことで、設置した『caravas』のレコメンド枠がユーザーに利用されているか、もっとユーザーに利用してもらいやすい位置はどこか、といった分析が視覚的に可能です。

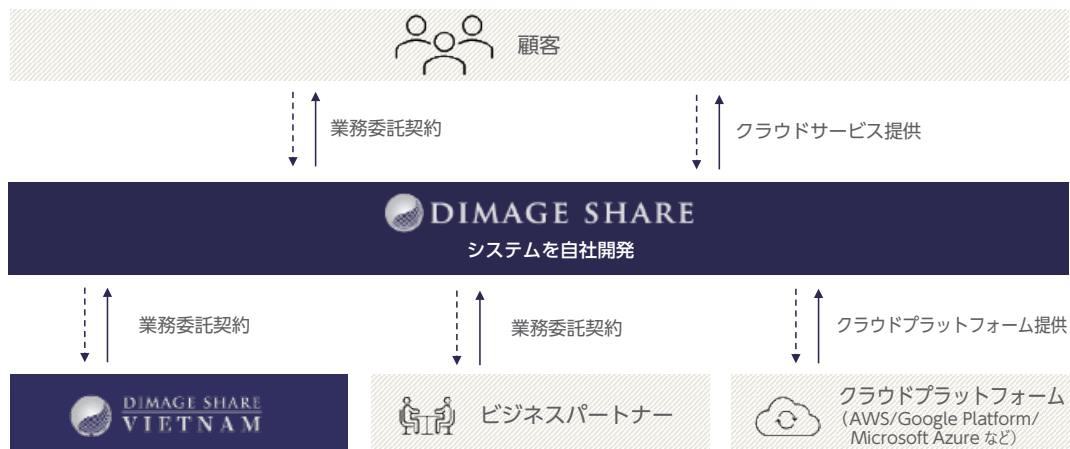
(用語解説)

- ※1 デジタルトランスフォーメーション
企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。(経済産業省2018年12月発表「DX推進ガイドライン」)
- ※2 FinTech(フィンテック)
金融(Finance)と技術(Technology)を組み合わせた造語で、金融サービスと情報技術を結びつけたさまざまな革新的な動きを指す。
- ※3 AgriTech(アグリテック)
ITの導入によって実現される革新的な農業。また、それに関連するビジネスやサービス。
- ※4 MedTech(メドテック)
Medical(医療)とTechnology(技術)を組み合わせた造語で、テクノロジーを医療に活用する取り組みを指す。
- ※5 トラッキング
インターネット上でのユーザーの行動を記録すること。主に特定のWebサイトで、あるユーザーがどのような経路でそのサイトに流入したか、そのサイト内でどのようなページをどれぐらいの時間閲覧していたか記録を取る。
- ※6 ターゲティング
広告の対象となる顧客の行動履歴を基に、顧客の興味関心を推測し、ターゲットを絞ってインターネット広告配信を行う手法。
- ※7 アドテクノロジー
広告配信の効率を上げるためのシステムのこと。AD(Advertising/広告)とTech(Technology/技術)を組み合わせた造語であり、広告配信を高度にシステム化したもの全般を指します。
- ※8 コンテンツマーケティング
ユーザーにとって価値あるコンテンツの制作・発信をとおして見込み顧客のニーズを育成、購買を経て、最終的にはファンとして定着させることをめざす一連のマーケティング手法。
- ※9 アドサーバー
広告配信専用のWebサーバーのこと。アドサーバーは、多くの場合、Webページのコンテンツを配信するWebサーバーとは別個に用意される。広告の掲載状況を計測して制御できるようになっており、表示回数やクリック数などに応じて露出を調整したり、成果を分析したり、といったことが可能となる。
- ※10 アドネットワーク
インターネット広告のうち、広告媒体のWebサイトを多数集めて「広告配信ネットワーク」を形成し、その多数のWebサイト上で広告を配信するタイプの広告配信手法。または、そこで形成されたネットワークのこと。
- ※11 アフィリエイト
インターネット広告の配信方式の一種で、Webサイトやメールマガジンなどの媒体に記載された広告を通じて商品の照会や購入に繋がった場合に、その媒体の運営者に一定の報酬が発生する仕組みのこと。または、その仕組みを利用した広告掲載システムのこと。
- ※12 リワード
広告で何らかの成果が得られた場合に、クリックしたユーザーに対して報酬の一部を還元するタイプの広告のこと。
- ※13 レコメンド
利用者の好みにあったものをシステムが自動的に推薦する手法。
- ※14 コンバージョン
Webサイト上で獲得できる最終的な成果のことを指す。ECサイトでは商品購入、情報提供サイトやコミュニティサイトでは会員登録やSNSのフォローなどがコンバージョンに当たる。
- ※15 ヒートマップ
データを可視化するために、行列型の数字データの強弱を色で視覚化する方法。

3 ビジネスフロー

当社のビジネスフローは顧客との直接取引を基本とし、当社および子会社のディマージシェアベトナムにより顧客を支援しております。

必要に応じて外部のビジネスパートナーやクラウドプラットフォームを活用しております。



4 業績等の推移

主要な経営指標等の推移

(単位:千円)

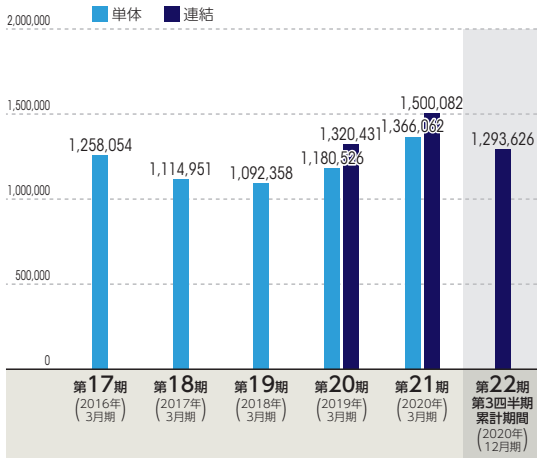
回次 決算年月	第17期 2016年3月	第18期 2017年3月	第19期 2018年3月	第20期 2019年3月	第21期 2020年3月	第22期 第3四半期 2020年12月
(1) 連結経営指標等						
売上高				1,320,431	1,500,082	1,293,626
経常利益				127,588	48,439	109,433
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益				125,219	28,268	98,886
包括利益又は四半期包括利益				125,150	28,389	99,127
純資産額				126,272	154,662	253,789
総資産額				550,773	557,657	703,825
1株当たり純資産額 (円)				126.91	155.44	—
1株当たり当期(四半期)純利益 (円)				125.85	28.41	99.38
潜在株式調整後1株当たり 当期(四半期)純利益 (円)				—	—	—
自己資本比率 (%)				22.9	27.7	36.1
自己資本利益率 (%)				196.6	20.1	—
株価収益率 (倍)				—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー				130,797	42,834	—
投資活動によるキャッシュ・フロー				△2,300	△7,364	—
財務活動によるキャッシュ・フロー				△19,458	△33,592	—
現金及び現金同等物の期末(四半期末)残高				285,001	287,061	—
従業員数 (人)				107	114	—
(2) 提出会社の経営指標等						
売上高	1,258,054	1,114,951	1,092,358	1,180,526	1,366,062	
経常利益又は経常損失(△)	3,429	△9,984	△55,949	73,687	△910	
当期純利益又は当期純損失(△)	△70,682	△12,982	△56,866	85,006	△919	
資本金	55,800	55,800	64,800	64,800	64,800	
発行済株式総数 (株)	9,450	9,450	9,950	9,950	995,000	
純資産額	50,154	37,171	△1,980	83,026	82,107	
総資産額	319,176	276,354	386,819	478,091	455,154	
1株当たり純資産額 (円)	5,307.32	3,933.52	△199.00	83.44	82.52	
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—	—
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△7,479.60	△1,373.80	△6,015.76	85.43	△0.92	
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—	
自己資本比率 (%)	15.7	13.5	△0.5	17.4	18.0	
自己資本利益率 (%)	—	—	—	209.8	—	
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—	
配当性向 (%)	—	—	—	—	—	
従業員数 (人)	56	59	61	73	72	

- (注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。
 2. 連結経営指標等の第20期、第21期及び第22期第3四半期の潜在株式調整後1株当たり当期(四半期)純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 3. 提出会社の経営指標等の第17期、第18期、第19期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
 4. 提出会社の経営指標等の第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
 5. 提出会社の経営指標等の第17期、第18期、第19期及び第21期の自己資本比率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
 6. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
 7. 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
 8. 第20期及び第21期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。また、第22期第3四半期の四半期連結財務諸表については、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成19年内閣府令第64号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。
 9. 第20期及び第21期の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第17期、第18期及び第19期の財務諸表については、「会社計算規則」(平成18年法務省令第13号)の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
 10. 第22期第3四半期における売上高、経常利益、親会社株主に帰属する四半期純利益、四半期包括利益及び1株当たり四半期純利益については、第22期第3四半期連結累計期間の数値を、純資産額、総資産額及び自己資本比率については、第22期第3四半期連結会計期間末の数値を記載しております。
 11. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
 12. 当社は、2019年12月13日開催の取締役会決議により、2020年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
 13. 当社は、2020年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。
 その中で、東京証券取引所自主規制法人(現 日本取引所自主規制法人)の引受担当者宛通知[「新規上場申請のための有価証券報告書(Ⅰの部)」の作成上の留意点について](平成24年8月21日付東証一審第133号)に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。
 なお、第17期、第18期及び第19期の数値(1株当たり配当額についてはすべての数値)については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次 決算年月	第17期 2016年3月	第18期 2017年3月	第19期 2018年3月	第20期 2019年3月	第21期 2020年3月
1株当たり純資産額 (円)	53.07	39.34	△1.99	83.44	82.52
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失(△) (円)	△74.80	△13.74	△60.16	85.43	△0.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	—	—	—	—	—

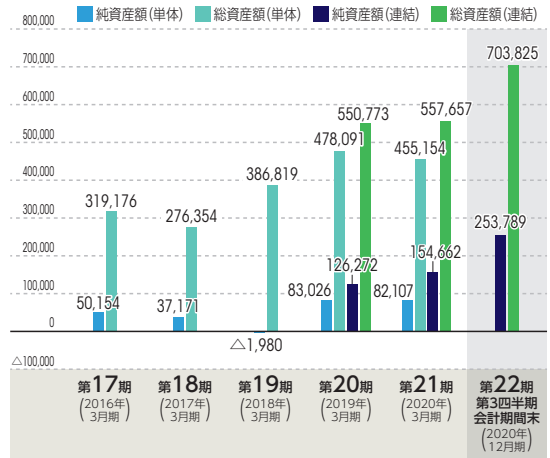
売上高

(単位:千円)



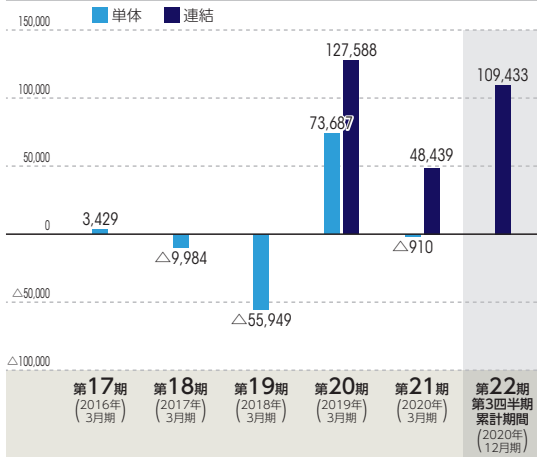
純資産額／総資産額

(単位:千円)



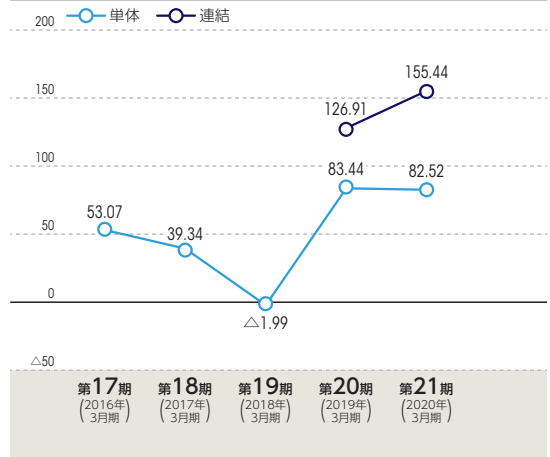
経常利益又は経常損失(△)

(単位:千円)



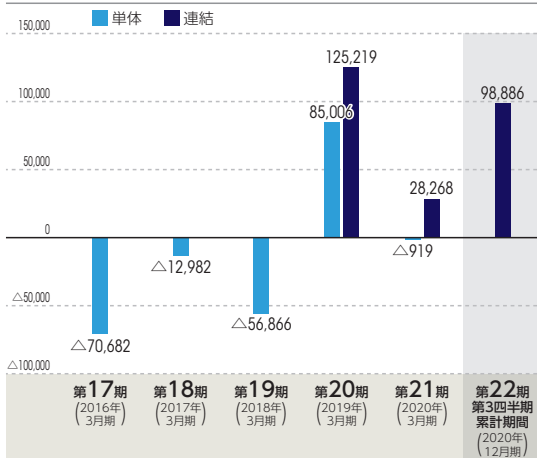
1株当たり純資産額

(単位:円)



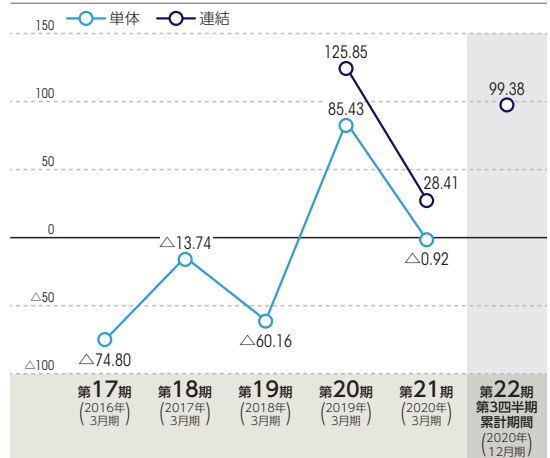
親会社株主に帰属する当期(四半期)純利益／当期純利益又は当期純損失(△)

(単位:千円)



1株当たり当期(四半期)純利益又は1株当たり当期純損失(△)

(単位:円)



(注) 当社は、2020年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。上記では、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の数値を記載しております。

目次

頁

表紙

第一部 証券情報	1
第1 募集要項	1
1. 新規発行株式	1
2. 募集の方法	2
3. 募集の条件	3
4. 株式の引受け	4
5. 新規発行による手取金の使途	4
第2 売出要項	5
1. 売出株式（引受人の買取引受による売出し）	5
2. 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）	7
3. 売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）	8
4. 売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）	8
募集又は売出しに関する特別記載事項	9
第二部 企業情報	10
第1 企業の概況	10
1. 主要な経営指標等の推移	10
2. 沿革	13
3. 事業の内容	14
4. 関係会社の状況	21
5. 従業員の状況	21
第2 事業の状況	22
1. 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等	22
2. 事業等のリスク	28
3. 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析	32
4. 経営上の重要な契約等	39
5. 研究開発活動	39
第3 設備の状況	40
1. 設備投資等の概要	40
2. 主要な設備の状況	40
3. 設備の新設、除却等の計画	41
第4 提出会社の状況	42
1. 株式等の状況	42
2. 自己株式の取得等の状況	46
3. 配当政策	46
4. コーポレート・ガバナンスの状況等	47

第5	経理の状況	59
1.	連結財務諸表等	60
(1)	連結財務諸表	60
(2)	その他	100
2.	財務諸表等	101
(1)	財務諸表	101
(2)	主な資産及び負債の内容	112
(3)	その他	112
第6	提出会社の株式事務の概要	113
第7	提出会社の参考情報	114
1.	提出会社の親会社等の情報	114
2.	その他の参考情報	114
第四部	株式公開情報	115
第1	特別利害関係者等の株式等の移動状況	115
第2	第三者割当等の概況	117
1.	第三者割当等による株式等の発行の内容	117
2.	取得者の概況	119
3.	取得者の株式等の移動状況	119
第3	株主の状況	120
	[監査報告書]	121

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年3月18日
【会社名】	株式会社ディマージシェア
【英訳名】	Dimage Share Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大内 慎
【本店の所在の場所】	東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号
【電話番号】	03-5210-0120 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部長 中野 真孝
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区飯田橋一丁目5番10号
【電話番号】	03-5210-0120 (代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 コーポレート本部長 中野 真孝
【届出の対象とした募集（売出）有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集（売出）金額】	募集金額 ブックビルディング方式による募集 74,375,000円 売出金額 (引受人の買取引受による売出し) ブックビルディング方式による売出し 287,000,000円 (オーバーアロットメントによる売出し) ブックビルディング方式による売出し 56,175,000円 (注) 募集金額は、有価証券届出書提出時における見込額（会社法上の払込金額の総額）であり、売出金額は、有価証券届出書提出時における見込額であります。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数（株）	内容
普通株式	50,000（注）2	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 また、1単元の株式数は100株であります。

（注）1. 2021年3月18日開催の取締役会決議によっております。

2. 発行数については、2021年4月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。

3. 「第1 募集要項」に記載の募集（以下「本募集」という。）及び本募集と同時に行われる後記「第2 売
出要項 1 売出株式（引受人の買取引受による売出し）」に記載の売出し（以下「引受人の買取引受によ
る売出し」という。）に伴い、その需要状況等を勘案し、32,100株を上限として、SMB C日興証券株式会
社が当社株主である大内慎（以下「貸株人」という。）より借り入れる当社普通株式の売出し（以下「オー
バーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出
しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出
し等について」をご参照ください。

4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連してロックアップに関する合意がなされておりますが、そ
の内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参
照ください。

5. 当社の定める振替機関の名称及び住所は、以下のとおりであります。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【募集の方法】

2021年4月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「4 株式の引受け」欄記載の金融商品取引業者（以下「第1 募集要項」において「引受人」という。）は、買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（発行価格）で募集を行います。引受価額は2021年4月7日開催予定の取締役会において決定される会社法上の払込金額（発行価額）以上の価額となります。引受人は払込期日に引受価額の総額を当社に払込み、本募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。当社は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

なお、本募集は、株式会社東京証券取引所（以下「取引所」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」第233条に規定するブックビルディング方式（株式の取得の申込みの勧誘時において発行価格又は売出価格に係る仮条件を投資家に提示し、株式に係る投資家の需要状況等を把握した上で発行価格等を決定する方法をいう。）により決定する価格で行います。

区分	発行数（株）	発行価額の総額（円）	資本組入額の総額（円）
入札方式のうち入札による募集	—	—	—
入札方式のうち入札によらない募集	—	—	—
ブックビルディング方式	50,000	74,375,000	40,250,000
計（総発行株式）	50,000	74,375,000	40,250,000

- (注) 1. 全株式を引受人の買取引受けにより募集いたします。
2. 上場前の公募増資を行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、有価証券届出書提出時における見込額であります。
4. 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額（見込額）の2分の1相当額を資本金に計上することを前提として算出した見込額であります。また、2021年3月18日開催の取締役会において、会社法上の増加する資本金の額は、2021年4月15日に決定される予定の引受価額に基づき、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。
5. 有価証券届出書提出時における想定発行価格（1,750円）で算出した場合、本募集における発行価格の総額（見込額）は87,500,000円となります。

3 【募集の条件】

(1) 【入札方式】

① 【入札による募集】

該当事項はありません。

② 【入札によらない募集】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

発行価格 (円)	引受価額 (円)	払込金額 (円)	資本 組入額 (円)	申込株 数単位 (株)	申込期間	申込 証拠金 (円)	払込期日
未定 (注) 1	未定 (注) 1	未定 (注) 2	未定 (注) 3	100	自 2021年4月16日(金) 至 2021年4月21日(水)	未定 (注) 4	2021年4月22日(木)

(注) 1. 発行価格は、ブックビルディング方式によって決定いたします。

発行価格の決定に当たり、2021年4月7日に仮条件を提示する予定であります。

当該仮条件による需要状況、上場日までの価格変動リスク等を総合的に勘案した上で、2021年4月15日に発行価格及び引受価額を決定する予定であります。

仮条件は、事業内容、経営成績及び財政状態、事業内容等の類似性が高い上場会社との比較、価格算定能力が高いと推定される機関投資家等の意見その他を総合的に勘案して決定する予定であります。

需要の申込みの受付に当たり、引受人は、当社株式が市場において適正な評価を受けることを目的に、機関投資家等を中心に需要の申告を促す予定であります。

2. 払込金額は、会社法上の払込金額であり、2021年4月7日開催予定の取締役会において決定します。また、前記「2 募集の方法」の冒頭に記載のとおり、会社法上の払込金額及び2021年4月15日に決定される予定の発行価格、引受価額とは各々異なります。発行価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3. 資本組入額は、前記「2 募集の方法」に記載の資本組入額の総額を、前記「2 募集の方法」に記載の発行数で除した金額とし、2021年4月15日に決定する予定であります。

4. 申込証拠金は、発行価格と同一の金額とし、利息をつけません。なお、申込証拠金のうち引受価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当いたします。

5. 株式受渡期日は、2021年4月23日（以下「上場（売買開始）日」という。）の予定であります。本募集に係る株式は、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。

6. 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとしたします。

7. 申込み在先立ち、2021年4月8日から2021年4月14日までの間で引受人に対して、当該仮条件を参考として需要の申告を行うことができます。当該需要の申告は変更又は撤回することが可能であります。

販売に当たりましては、取引所の「有価証券上場規程」に定める株主数基準の充足、上場後の株式の流通性の確保等を勘案し、需要の申告を行わなかった投資家にも販売が行われることがあります。

引受人は、自社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については引受人の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。

8. 引受価額が会社法上の払込金額を下回る場合は本募集を中止いたします。

① 【申込取扱場所】

後記「4 株式の引受け」欄記載の引受人の本店及び全国の各支店で申込みの取扱いをいたします。

② 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 新宿通支店	東京都新宿区新宿三丁目14番5号

(注) 上記の払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

4 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数 (株)	引受けの条件
SMB C日興証券株式会社	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号	50,000	1. 買取引受けによります。 2. 引受人は新株式払込金として、払込期日までに払込取扱場所へ引受価額と同額を払込むことといたします。 3. 引受手数料は支払われません。ただし、発行価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
計	—	50,000	—

- (注) 1. 引受株式数は、2021年4月7日開催予定の取締役会において変更される可能性があります。
2. 上記引受人と発行価格決定日(2021年4月15日)に元引受契約を締結する予定であります。

5 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
80,500,000	7,000,000	73,500,000

- (注) 1. 払込金額の総額は、会社法上の払込金額の総額とは異なり、新規発行に際して当社に払い込まれる引受価額の総額であり、有価証券届出書提出時における想定発行価格(1,750円)を基礎として算出した見込額であります。
2. 引受手数料は支払わないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。なお、消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)は含まれておりません。

(2) 【手取金の使途】

上記の差引手取概算額73,500千円は、①設備資金、②人材採用、③製品開発/研究開発、④販売促進に充当する予定であります。

① 設備資金

人材の生産性・創造性・快適性を高めることを目的としたオフィス改修費用の一部として、2023年3月期に49,000千円を充当する予定であります。

② 人材採用

当社グループが提供する製品・サービスは、エンジニアの技術力に拠るところが大きいため、技術力のある優秀なエンジニアを獲得することにより事業の収益向上に繋がるため、人材採用費の一部として、10,000千円(2022年3月期:5,000千円、2023年3月期:5,000千円)を充当する予定であります。

③ 製品開発/研究開発

自社クラウド製品である『admage®』『caravas』の継続的な製品開発及び新たなデジタルテクノロジーを顧客に対して実装可能にするための研究開発の一部として、9,500千円(2022年3月期:3,500千円、2023年3月期:6,000千円)を充当する予定であります。

④ 販売促進

自社クラウド製品である『admage®』『caravas』の認知度の向上及び魅力の訴求を目的とした販売促進費の一部として5,000千円(2022年3月期:2,500千円、2023年3月期:2,500千円)を充当する予定であります。

また、上記調達資金は、具体的な充当時期までは、安全性の高い金融商品等で運用していく方針であります。

- (注) 設備資金の内容については、「第二部 企業情報 第3 設備の状況 3 設備の新設、除却等の計画」の項をご参照ください。

第2【売出要項】

1【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2021年4月15日に決定される予定の引受価額にて、当社と元引受契約を締結する予定の後記「2 売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）（2）ブックビルディング方式」に記載の金融商品取引業者（以下「第2 売出要項」において「引受人」という。）は、下記売出人から買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格、発行価格と同一の価格）で売出しを行います。引受人は株式受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格の総額との差額は引受人の手取金といたします。売出人は、引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数（株）		売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング方式	164,000	287,000,000	Thanh Pho Dalat, Tinh Lam Dong, Vietnam 段 誠一郎 70,000株 神奈川県大和市 高柳 剛宏 30,000株 千葉県船橋市 大内 慎 28,000株 東京都武蔵野市 中野 真孝 13,000株 千葉県松戸市 齋藤 努 12,000株 東京都武蔵野市 森田 房雄 10,000株 埼玉県越谷市 志波 雄一郎 500株 東京都練馬区 松下 豪一郎 500株
計(総売出株式)	—	164,000	287,000,000	—

- (注) 1. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
2. 本募集における株式の発行を中止した場合には、引受人の買取引受による売出しも中止いたします。
3. 売出数等については今後変更される可能性があります。
4. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、オーバーアロットメントによる売出しを行う場合があります。
 オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
5. 本募集及び引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容に関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 3 ロックアップについて」をご参照ください。
6. 振替機関の名称及び住所は、前記「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注)5に記載した振替機関と同一であります。

7. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,750円）で算出した見込額であります。

2 【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 (円)	引受価額 (円)	申込期間	申込株 数単位 (株)	申込 証拠金 (円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契 約の内容
未定 (注) 1 (注) 2	未定 (注) 2	自 2021年 4月16日(金) 至 2021年 4月21日(水)	100	未定 (注) 2	引受人及びそ の委託販売先 金融商品取引 業者の全国の 本支店及び営 業所	東京都千代田区丸の内三丁目3 番1号 SMB C日興証券株式会社 東京都千代田区大手町一丁目5 番1号 みずほ証券株式会社 東京都港区六本木一丁目6番1 号 株式会社S B I証券 東京都中央区日本橋一丁目17番 6号 岡三証券株式会社 東京都港区南青山二丁目6番21 号 楽天証券株式会社	未定 (注) 3

- (注) 1. 売出価格の決定方法は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2)ブックビルディング方式」の(注)1と同様であります。
2. 売出価格、引受価額及び申込証拠金は、本募集における発行価格、引受価額及び申込証拠金とそれぞれ同一といたします。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
3. 引受人の引受価額による買取引受けによることとし、その他元引受契約の内容、売出しに必要な条件は、売出価格決定日(2021年4月15日)に決定する予定であります。なお、元引受契約においては、引受手数料は支払われません。ただし、売出価格と引受価額との差額の総額は引受人の手取金となります。
4. 上記引受人と売出価格決定日に元引受契約を締結する予定であります。
5. 株式受渡期日は、上場(売買開始)日の予定であります。引受人の買取引受による売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場(売買開始)日から売買を行うことができます。
6. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものといたします。
7. 上記引受人及びその委託販売先金融商品取引業者は、各社の定める配分に係る基本方針及び社内規則等に従い販売を行う方針であります。配分に係る基本方針については各社の店頭における表示又はホームページにおける表示等をご確認ください。
8. 引受人は、上記引受株式数のうち、2,000株を上限として、全国の販売を希望する引受人以外の金融商品取引業者に販売を委託する方針であります。

3 【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数（株）		売出価額の総額 （円）	売出しに係る株式の所有者の 住所及び氏名又は名称
—	入札方式のうち入札 による売出し	—	—	—
—	入札方式のうち入札 によらない売出し	—	—	—
普通株式	ブックビルディング 方式	32,100	56,175,000	東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 SMB C日興証券株式会社
計(総売出株式)	—	32,100	56,175,000	—

- (注) 1. オーバーアロットメントによる売出しは、本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案した上で行われる、SMB C日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式の売出しであります。なお、上記売出数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。
- オーバーアロットメントによる売出しに関しましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照ください。
2. 上場前の売出しを行うに際しての手続き等は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」により規定されております。
3. 本募集における株式の発行を中止した場合には、オーバーアロットメントによる売出しも中止いたします。
4. 振替機関の名称及び住所は、「第1 募集要項 1 新規発行株式」の(注) 5に記載した振替機関と同一であります。
5. 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時における想定売出価格（1,750円）で算出した見込額であります。

4 【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

(1) 【入札方式】

① 【入札による売出し】

該当事項はありません。

② 【入札によらない売出し】

該当事項はありません。

(2) 【ブックビルディング方式】

売出価格 （円）	申込期間	申込株数単位 （株）	申込証拠金 （円）	申込受付場所	引受人の住所及び 氏名又は名称	元引受契約 の内容
未定 (注) 1	自 2021年 4月16日(金) 至 2021年 4月21日(水)	100	未定 (注) 1	SMB C日興証券株式 会社の本店及び全国各 支店	—	—

- (注) 1. 売出価格及び申込証拠金については、引受人の買取引受による売出しにおける売出価格及び申込証拠金とそれぞれ同一とし、売出価格決定日（2021年4月15日）に決定する予定であります。ただし、申込証拠金には、利息をつけません。
2. 株式受渡期日は、上場（売買開始）日の予定であります。オーバーアロットメントによる売出しに係る株式は、機構の「株式等の振替に関する業務規程」に従い、機構にて取扱いますので、上場（売買開始）日から売買を行うことができます。
3. 申込みの方法は、申込期間内に上記申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものいたします。
4. SMB C日興証券株式会社の販売方針は、前記「第1 募集要項 3 募集の条件 (2) ブックビルディング方式」の(注) 7に記載した販売方針と同様であります。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 東京証券取引所マザーズへの上場について

当社は前記「第1 募集要項」における募集株式及び前記「第2 売出要項」における売出株式を含む当社普通株式について、SMBC日興証券株式会社を主幹事会社として東京証券取引所マザーズへの上場を予定しております。

2 オーバーアロットメントによる売出し等について

本募集及び引受人の買取引受による売出しに伴い、その需要状況等を勘案し、32,100株を上限として、本募集及び引受人の買取引受による売出しの主幹事会社であるSMBC日興証券株式会社が貸株人より借り入れる当社普通株式（以下「借入株式」という。）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。なお、当該売出株式数は上限の株式数を示したものであり、需要状況等により減少する場合、又はオーバーアロットメントによる売出しが全く行われない場合があります。

これに関連して、SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限として、貸株人より追加的に当社普通株式を買取る権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、2021年5月21日を行使期限として付与される予定であります。

SMBC日興証券株式会社は、借入株式の返還を目的として、上場（売買開始）日から2021年5月21日までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。）、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数の範囲内で東京証券取引所において当社普通株式の買付（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は借入株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、SMBC日興証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わない、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

SMBC日興証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しに係る株式数からシンジケートカバー取引により買付けし借入株式の返還に充当する株式数を控除した株式数についてのみ、グリーンシューオプションを行使する予定であります。

オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、2021年4月15日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、SMBC日興証券株式会社による貸株人からの当社普通株式の借り入れ及び貸株人からSMBC日興証券株式会社へのグリーンシューオプションの付与は行われません。また、東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

3 ロックアップについて

本募集及び引受人の買取引受による売出しに関し、貸株人かつ売出人である大内慎、売出人である森田房雄、中野真孝、志波雄一郎及び松下豪一郎並びに当社株主である株式会社大内事務所及びGMOアドパートナーズ株式会社は、SMBC日興証券株式会社（以下「主幹事会社」という。）に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2021年10月19日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

売出人である段誠一郎、高柳剛宏及び齋藤努、当社株主である峯崎勇、駒崎剛及び成田仁は、主幹事会社に対して、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して90日目の2021年7月21日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、元引受契約締結日に自己の計算で保有する当社普通株式（潜在株式を含む。）及び当社普通株式を取得する権利を有する有価証券の発行、譲渡又は売却等を行わない旨を約束しております。

また、当社は、主幹事会社に対し、本募集及び引受人の買取引受による売出しに係る元引受契約締結日に始まり、上場（売買開始）日から起算して180日目の2021年10月19日までの期間中は、主幹事会社の事前の書面による承諾を受けることなく、当社普通株式及び当社普通株式を取得する権利あるいは義務を有する有価証券の発行又は売却（株式分割による新株式発行等及びストック・オプションに係る新株予約権の発行を除く。）を行わないことに合意しております。

なお、上記のいずれの場合においても、主幹事会社は、その裁量で当該合意内容の一部若しくは全部につき解除し、又はその制限期間を短縮する権限を有しております。

上記のほか、当社は、取引所の定める「有価証券上場規程施行規則」の規定に基づき、上場前の第三者割当等による募集株式等の割当に関し、割当を受けた者との間で継続所有等の確約を行っております。その内容については、「第四部 株式公開情報 第2 第三者割当等の概況」をご参照ください。

第二部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第20期	第21期
決算年月	2019年3月	2020年3月
売上高 (千円)	1,320,431	1,500,082
経常利益 (千円)	127,588	48,439
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	125,219	28,268
包括利益 (千円)	125,150	28,389
純資産額 (千円)	126,272	154,662
総資産額 (千円)	550,773	557,657
1株当たり純資産額 (円)	126.91	155.44
1株当たり当期純利益 (円)	125.85	28.41
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—
自己資本比率 (%)	22.9	27.7
自己資本利益率 (%)	196.6	20.1
株価収益率 (倍)	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー (千円)	130,797	42,834
投資活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△2,300	△7,364
財務活動によるキャッシュ・フロー (千円)	△19,458	△33,592
現金及び現金同等物の期末残高 (千円)	285,001	287,061
従業員数 (人)	107	114

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

3. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

5. 第20期及び第21期の連結財務諸表については、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツの監査を受けております。

6. 当社は、2019年12月13日開催の取締役会決議により、2020年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2016年 3月	2017年 3月	2018年 3月	2019年 3月	2020年 3月
売上高 (千円)	1,258,054	1,114,951	1,092,358	1,180,526	1,366,062
経常利益又は経常損失 (△) (千円)	3,429	△9,984	△55,949	73,687	△910
当期純利益又は当期純損失 (△) (千円)	△70,682	△12,982	△56,866	85,006	△919
資本金 (千円)	55,800	55,800	64,800	64,800	64,800
発行済株式総数 (株)	9,450	9,450	9,950	9,950	995,000
純資産額 (千円)	50,154	37,171	△1,980	83,026	82,107
総資産額 (千円)	319,176	276,354	386,819	478,091	455,154
1株当たり純資産額 (円)	5,307.32	3,933.52	△199.00	83.44	82.52
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額) (円)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△7,479.60	△1,373.80	△6,015.76	85.43	△0.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利 益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	15.7	13.5	△0.5	17.4	18.0
自己資本利益率 (%)	—	—	—	209.8	—
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	56	59	61	73	72

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

- 第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。
- 第17期、第18期、第19期及び第21期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり期中平均株価が把握できないため、また、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
- 第17期、第18期、第19期及び第21期の自己資本利益率については、当期純損失であるため、記載しておりません。
- 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
- 1株当たり配当額及び配当性向については、配当を実施していないため、記載しておりません。
- 前事業年度（第20期）及び当事業年度（第21期）の財務諸表については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づき作成しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けておりますが、第17期、第18期及び第19期の財務諸表については、会社計算規則（平成18年法務省令第13号）の規定に基づき算出した各数値を記載しており、金融商品取引法第193条の2第1項の規定による監査証明を受けておりません。
- 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
- 当社は、2019年12月13日開催の取締役会決議により、2020年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、第20期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算出しております。
- 当社は、2020年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。そこで、東京証券取引所自主規制法人（現 日本取引所自主規制法人）の引受担当者宛通知「『新規上場申請のための有価証券報告書（Iの部）』の作成上の留意点について」（平成24年8月21日付東証上審第133号）に基づき、第17期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して算出した場合の1株当たり指標の推移を参考までに掲げると、以下のとおりとなります。

なお、第17期、第18期及び第19期の数値（1株当たり配当額についてはすべての数値）については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく有限責任監査法人トーマツの監査を受けておりません。

回次	第17期	第18期	第19期	第20期	第21期
決算年月	2016年3月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月
1株当たり純資産額 (円)	53.07	39.34	△1.99	83.44	82.52
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△74.80	△13.74	△60.16	85.43	△0.92
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)

2 【沿革】

1999年9月	ソフトウェアの受託開発・運用（システムソリューション事業）を主たる事業目的とし創業
2004年12月	プロダクト事業を開始 主要3キャリアに対応したモバイルサイトコンテンツ管理システム『mobileQP（モバイルキューピー）』の提供開始（2007年終了）
2006年11月	インターネット広告システム『admage®（アドマーヂ）』の提供開始
2008年11月	主要3キャリアに対応した新モバイルサイトコンテンツ管理システム『pramoCMS（プラモシーエムエス）』の提供開始（2010年終了）
2011年4月	ベトナムのハノイ工科大学内にスマートフォン関連としては日本初となるラボを開設
2016年6月	ベトナムのハノイにオフィス開設
2017年8月	ベトナム拠点を法人化し、DIMAGE SHARE VIETNAM CO., LTD. を設立 プロバインズ株式会社の全株式を取得し、子会社化
2018年2月	GMOアドパートナーズ株式会社の連結子会社であるGMO NIKKO株式会社と業務提携契約を締結
2019年10月	AI搭載コンテンツレコメンドツール『caravas（カラバス）』を提供開始
2020年9月	連結子会社のプロバインズ株式会社を吸収合併

3 【事業の内容】

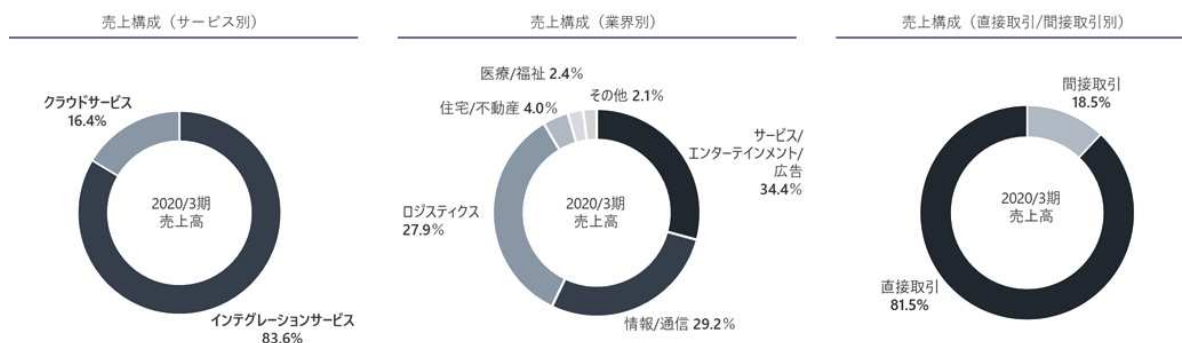
当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、企業のデジタルトランスフォーメーション（※1）（以下DX）を通じて経営革新／事業創造を支援する「DIGITAL SOLUTION COMPANY」を標榜し、DXの構想及びそれを実現するシステムの設計・開発・運用をワンストップで支援しております。DXに取り組める準備が整っている企業もあれば、IT化・デジタル化への対応が遅れている企業もあるため、顧客の状況に応じてDXの実現に至るまでの段階的な支援も含め提供しております。



一般的なシステム開発では、大手システム支援会社が元請けとして顧客と契約する直接取引を行い、具体的な作業は下請けシステム会社が分業で行う多重下請け構造となっておりますが、当社グループは創業から顧客との直接取引にこだわり、当社グループで一貫して構想・設計・開発・運用を行うとともに、単にシステムを開発するだけにとどまらず、顧客の事業の成功・成長に徹底的にコミットした持続的な支援を提供しております。その結果、当社グループの顧客との直接取引は81.5%、既存顧客との取引継続率は73.9%となっております。

当社グループの顧客基盤として累計顧客数は556社となっており、顧客の業界としてはDXの進展により社会的ニーズが更に高まることが予想されるロジスティクス・情報/通信・医療/福祉等の社会インフラや、オンライン上で提供されるサービス/エンターテインメント/広告等が中心となっております。

当社グループの事業は、「デジタルソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしておりますが、各サービスは、「（1）インテグレーションサービス」と「（2）クラウドサービス」で構成されております。



- (注) 1. 取引継続率は2020年3月期時点で、2020年3月期に取引のあった取引先のうち2019年3月期に取引が発生している取引先の割合です。
2. 累計顧客数は2020年3月期時点で、創業以来当社と一度でも取引があった取引先を1社としてカウントしております。
3. 上記に記載の売上構成（サービス別、業界別、直接取引/間接取引別）は、2020年3月期に係る未監査の数値に基づいたものです。

(1) インテグレーションサービス

① サービス概要

当社グループの提供する「インテグレーションサービス」は、顧客の様々なDXニーズに対して、戦略的パートナーとしてDXの構想・設計・開発・運用をワンストップで支援しております。

当社グループは支援にあたり、顧客の事業構想や課題と徹底的に向き合うため、顧客の情報システム部門のみならず、経営陣や事業部門とも密にコミュニケーションを図り、顧客の事業とそのニーズ・課題を深く理解して、顧客と一体的にその実現や課題解決を図っております。

また、顧客の事業においてDXはシステムが完成すれば終わりではなく、完成後に適切に運用・改善されてこそその価値・効果が発揮されるため、顧客の事業に伴走すべく、運用・継続開発を重視しております。それにより構想で描いた価値が適切に創出され、更なる取り組みに向かえるという持続的な支援を実現しております。



② 支援テーマ

支援テーマは顧客により様々ですが、主なものとしては顧客の新規事業/新規サービスとしてオンライン上で新たな収益を創出するシステムや、経営/業務の効率性を高めるシステム等の構築を支援し、経営革新や事業創造により顧客の収益力・競争力の向上に貢献しております。

・事例1 「『ヘルス×テック』による新たなオンラインコンテンツサービス」

[顧客の課題]

- ・在宅時間の有効活用を新たなビジネス機会としたい
- ・対面サービスをオンライン化してストレスフリーで実現したい
- ・利用者のわかりやすさを追求したい

[支援内容]

- ・ヘルステックの新規事業としてのオンラインヨガサービスの立ち上げ
- ・インストラクターとヨガユーザー双方が活用できるオンラインヘルスプラットフォームを構築（インストラクター登録、コンテンツ登録、ユーザー登録、コンテンツ視聴、課金機能など）

・事例2 「フランチャイズ事業の収益拡大」

[顧客の課題]

- ・デジタルの活用によりビジネスモデルを変革したい
- ・2,000店舗を超える店舗基盤を成長市場で活かしたい
- ・従量制ロイヤリティを導入し新たなマネタイズをしたい

[支援内容]

- ・ハウスクリーニング等のそれぞれ技術を持ったサービス提供事業者が提供可能なサービス内容・経験・エリア・スケジュールを登録しておくことで部屋を管理する企業等のサービス依頼者から案件のオファーが届くBtoB特化型マッチングサイトを構築

・事例3 「AIによるデジタル広告の価値毀損問題への取り組み」

[顧客の課題]

- ・デジタル広告の価値毀損問題（広告主が予期していない不適切なWebサイト等に広告が表示されることにより消費者からのイメージ/評価を著しく失い、広告主のブランド価値が毀損されること）を解決したい
- ・広告主のブランド価値を守りたい
- ・掲載する広告データをAI分析したい

[支援内容]

- ・広告主のブランド価値を守る広告管理システムを構築
- ・広告を掲載するメディアのテキスト情報と画像情報をAIで分析し、その結果から広告主のブランドを損なわないメディアへの広告掲載を自動的にコントロールすることで、広告主ブランドの安全性を担保し、且つ広告の費用対効果を高めるシステムを実現

・事例4 「事業や経営環境の変化に対応したロジスティクスシステムの構築」

[顧客の課題]

- ・集荷・配達システムの効率化・情報化の更なる推進したい
- ・社会ニーズに応える新サービスを随時リリースしたい
- ・データ分析・活用により継続的な業務改善を行いたい

[支援内容]

事業や経営環境の変化に継続的に対応して各種のシステムを構築/継続開発/運用

a. コールセンターシステム

- ・集荷や再配達を依頼するために電話した方の情報及び荷物情報を簡単に入力できるシステムを構築

b. 集配管理システム

- ・荷物の集荷及び配達を行うセールスドライバーのモバイル端末に対して「何時・何処に・何を配達・集荷する」と言った作業指示を行うシステムを構築

c. 荷物追跡システム

- ・配送状況を管理するシステムを構築

d. 配送業務に関するデータマネジメントシステム

- ・事業所情報：各事業所情報を管理するシステム
- ・仕分け情報：配送ルートを決断するための情報管理システム
- ・法人顧客情報：法人顧客情報を管理するシステム

③ 技術上の強み

当社グループは顧客のニーズ・課題・ゴールに合わせて最適解の提案・実現を支援していくため、特定の技術に依存しないことを方針としております。そのうえで、主に以下の技術分野に強みを有しております。

・Web

インターネットを通じてオンライン上で提供されるサービスや企業内部で業務等に利用されるWebブラウザ（※2）上で表示/動作するシステムに関する技術です。当社は日本でインターネットが普及し始めた頃からWebを活用したシステム開発に携わっており、経験/知見を有しております。

・モバイル

スマートフォンやタブレットなどモバイルデバイスを使用するサービス等で活用する技術です。当社は創業当時から顧客のモバイルサービスの構築支援や自社モバイル製品等を提供しており、経験/知見を有しております。

・クラウド

Amazon Web Service（※3）、Google Cloud Platform（※4）、Microsoft Azure（※5）など世界的に主要となっているクラウドプラットフォーム上の各種機能を活用する技術です。これらの活用によりインテグレーションサービスでの早期かつ柔軟性/拡張性の高いシステムの開発が実現可能となっているほか、自社クラウドサービスでも活用しており、経験/知見を有しております。

・AI（人工知能）

人の手では行えないような大量の画像/文字等のデータを目的に沿って学習し、分類/分析/判断し、高度に活用する技術です。顧客のシステム構築で活用しているほか、自社クラウドサービスで活用しており、経験/知見を有しております。

・データマネジメント/データ活用

大量のデータの集計・管理・分析及び処理したデータを高度に活用する技術です。顧客のビジネスの中核を支えるシステムの構築/運用のほか自社クラウドサービスや顧客のインターネット広告システムの構築/運用等で蓄積された経験/知見を有しております。

④ 契約形態

当社グループの顧客との契約形態は、システム開発など成果物に対して対価を得る請負契約と、システムの要件定義等やシステム開発後の運用保守及びクライアント先への常駐による役務提供に対して対価を得る準委任契約が中心となっております。なお、2020年3月期の売上高に占める割合は、請負契約が27.6%、準委任契約が50.3%となっております。

(注) 上記に記載の請負契約と準委任契約の割合は、2020年3月期に係る未監査の数値に基づいたものです。

⑤ 顧客支援体制

当社グループの社員は2020年3月期実績でシステムエンジニアが86.8%を占めており、ベトナム子会社であるDIMAGE SHARE VIETNAM Co., Ltd.と当社社員が一体となって顧客の支援を行っているため、当社グループ内で構想・設計・開発・運用がワンストップで支援できる体制となっております。

⑥ 外注先

顧客に対しては当社グループ内での支援提供することが基本方針ですが、必要に応じて特定の技術や人材の補完のためビジネスパートナーに外注を行い、プロジェクトチームに参画を依頼しております。主な外注先としてはこれまでの当社とのプロジェクト経験が長く、当社の価値観や進め方等を理解頂いている外注先企業約7社が中心となっております。

⑦ 仕入先

Amazon Web Service、Google Cloud Platform、Microsoft Azure等のクラウドプラットフォームサービスの利用が中心となります。

(2) クラウドサービス

① サービス概要

当社グループは、多くの人々がインターネット広告に関心を持ち始め、アドテクノロジー（※6）を使った広告配信が世の中に出始めた10年以上前の黎明期から広告システムの開発に携わっております。日々変化する広告業界の中で積み重ねたアドテクノロジーの知見を基に『admage®』という製品を開発し、インターネット広告に携わる広告代理店やメディア企業に対して提供しております。

また、「広告」と並び企業の販売促進を支える「マーケティング」に近年は領域を広げ、企業の「デジタルマーケティング」の支援に取り組んでおります。中でもデジタルマーケティングの一部であるコンテンツマーケティング（※7）は、企業やブランドが新たな消費者を獲得し、信頼関係を構築するための手段として近年期待されており、当社グループはそれを支援する『caravas』という製品をリリースし、企業のマーケティング部門やマーケティング支援企業に提供しております。

これらの自社クラウド製品はストックビジネスとして当社グループの事業の安定と成長を下支えしております。

② 製品概要



・『admage®（アドマージ）』

クラウドサービスの主力製品である『admage®』は、インターネット広告事業に特化したクラウド型システムのパッケージ製品です。

アドサーバー（※8）、アドネットワーク（※9）、アプリ効果測定、アフィリエイト（※10）、リワード（※11）に加え、レポート閲覧から請求管理まで、すべての業務をサポートしたインターネット広告の総合広告配信システムです。広告代理店、メディア企業向けに小規模企業から大規模企業まで幅広い導入実績があり、累計導入社数は437社となり、高い取引シェアを有しています。

クラウド製品でありながら、顧客の要望にあったカスタマイズ開発が可能であり、カスタマイズ開発後の運用・保守も行っております。

（注）累計導入社数は2020年3月期時点で、創業以来一度でも導入があった取引先の数

・『caravas（カラバス）』

『caravas』は、多くの企業が取り組むコンテンツマーケティングにおいて、重要でありながら手が回らない、Webメディアへの集客後のユーザーに対して、成果への誘導を支援するAI搭載クラウド型システムです。

コンテンツマーケティングではコンテンツの制作とメディアへの集客に終始してしまい、本来の目的である収益への貢献に繋げることができていない企業が散見されています。

『caravas』はユーザーが閲覧しているコンテンツの内容をAIが把握・分析して関連するコンテンツを自動的にレコメンド（※12）することや、ユーザーのメディア上での行動を踏まえた上で、ユーザーの好みそうなコンテンツをレコメンドすることが可能です。これによりコンテンツへの接触数・接触時間が大幅に向上し、メディア及びメディアを運営する企業及びブランドへの信頼が醸成されやすくなるとともに、メディアの目的である成果に誘導することが可能になります。

また、コンテンツマーケティングの成果を簡単に把握できるように、制作したコンテンツがどれだけコンバージョン（※13）に貢献しているかをひと目でわかる分析機能を備えており、メディアやコンテンツの継続的な改善が可能です。

加えて、機能として搭載されているヒートマップ（※14）を使うことで、設置した『caravas』のレコメンド枠がユーザーに利用されているか、もっとユーザーに利用してもらいやすい位置はどこか、といった分析が視覚的に可能です。

③ 開発/運用体制

当社及びベトナム子会社のDIMAGE SHARE VIETNAM Co., Ltd.で行っております。

④ 仕入先

Amazon Web Service等のクラウドサーバーの利用が中心となります。

(用語解説)

※1 デジタルトランスフォーメーション

企業がビジネス環境の激しい変化に対応し、データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。（経済産業省2018年12月発表「DX推進ガイドライン」）

※2 Webブラウザ

インターネット上のウェブサイト等を閲覧するときに利用するソフトウェア

※3 Amazon Web Service

Amazon.comにより提供されているクラウドコンピューティングサービス

※4 Google Cloud Platform

Googleが提供しているクラウドコンピューティングサービス

※5 Microsoft Azure

マイクロソフトの管理するデータセンターを通して提供されるクラウドコンピューティングサービス

※6 アドテクノロジー

広告配信の効率を上げるためのシステムのこと。AD（Advertising/広告）とTech（Technology/技術）を組み合わせた造語であり、広告配信を高度にシステム化したもの全般を指します。

※7 コンテンツマーケティング

ユーザーにとって価値あるコンテンツの制作・発信をとおして見込み顧客のニーズを育成、購買を経て、最終的にはファンとして定着させることをめざす一連のマーケティング手法。

※8 アドサーバー

広告配信専用のWebサーバーのこと。アドサーバーは、多くの場合、Webページのコンテンツを配信するWebサーバーとは別個に用意される。広告の掲載状況を計測して制御できるようになっており、表示回数やクリック数などに応じて露出を調整したり、成果を分析したり、といったことが可能となる。

※9 アドネットワーク

インターネット広告のうち、広告媒体のWebサイトを多数集めて「広告配信ネットワーク」を形成し、その多数のWebサイト上で広告を配信するタイプの広告配信手法。または、そこで形成されたネットワークのこと。

※10 アフィリエイト

インターネット広告の配信方式の一種で、Webサイトやメールマガジンなどの媒体に記載された広告を通じて商品の照会や購入に繋がった場合に、その媒体の運営者に一定の報酬が発生する仕組みのこと。または、その仕組みを利用した広告掲載システムのこと。

※11 リワード

広告で何らかの成果が得られた場合に、クリックしたユーザーに対して報酬の一部を還元するタイプの広告のこと。

※12 レコメンド

利用者の好みにあったものをシステムが自動的に推薦する手法。

※13 コンバージョン

Webサイト上で獲得できる最終的な成果のことを指す。ECサイトでは商品購入、情報提供サイトやコミュニティサイトでは会員登録やSNSのフォローなどがコンバージョンに当たる。

※14 ヒートマップ

データを可視化するために、行列型の数字データの強弱を色で視覚化する方法。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。

当社のビジネスフローは顧客との直接取引を基本とし、当社及び子会社のディマージシェアベトナムにより顧客を支援しております。

必要に応じて外部のビジネスパートナーやクラウドプラットフォームを活用しております。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容		
					役員の 兼務等	貸付金 (千円)	営業上の取 引
(連結子会社) プロバインズ株式会社 (注) 4.	東京都千代田区	48,000	インテグレーションサービス	100.0	1名	—	業務委託
DIMAGE SHARE VIETNAM CO., LTD.	ベトナム国 ハノイ市	米ドル 26,827	インテグレーションサービス	100.0	—	8,500	業務委託

- (注) 1. 有価証券届出書又は有価証券報告書を提出している会社はありません。
 2. 「主要な事業の内容」欄には、サービスの名称を記載しております。
 3. 売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く。）の連結売上高に占める割合が10%を超える関係会社はありません。
 4. 2020年9月1日付で、プロバインズ株式会社は、当社に吸収合併されたことにより消滅しております。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年2月28日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
デジタルソリューション事業	123

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
 2. 当社グループは、デジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(2) 提出会社の状況

2021年2月28日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（千円）
89	33.2	4.4	4,749

- (注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。
 2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
 3. 当社グループは、デジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて、労働組合は結成されておきませんが、労使関係は良好であり、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営方針

当社の社名の「DIMAGE SHARE」は「DIGITAL」「IMAGE」「SHARE」を組み合わせた造語であり、「デジタルがもたらす豊かさのイメージを共有し、その実現を支援する」という想いから名付けられています。

社会が大きく変化する時、そこには技術の変化があります。デジタルの力は現在及び将来の社会の変革を支えるものであり、それを最大限活用し、社会的ニーズに応えること、社会的課題を解決していくことを当社グループは目指し続けています。

これまで、インターネット時代の到来においてはインターネットサービスやモバイルサービスによる事業／サービスの創出、企業のIT化時代の到来においては経営／業務のシステム化による効率化、デジタル時代の到来においてはクラウド・AI・ITサービス・モバイル・データ活用への対応による収益化・効率化など、社会の変化を支えるものに当社グループは事業として取り組んで来ております。

(2) ビジョン

DX支援の領域において企業から常に最初に相談される信頼ある存在となることを目指し、「DXを通じて経営革新／事業創造を支援するファーストパートナー」をビジョンとして掲げております。

(3) 顧客基盤

当社の累計顧客数は556社となっており、2020年3月期実績ではインテグレーションサービスで61社、クラウドサービスで76社となっております。顧客の業界としてはDXの進展により社会的ニーズが更に高まることが予想されるロジスティクス・情報/通信・医療/福祉等の社会インフラや、オンライン上で提供されるサービス/エンターテインメント/広告等が中心となっております。

当社グループは創業から顧客との直接取引にこだわり、当社グループで一貫して構想・設計・開発・運用を行うとともに、単にシステムを開発するだけにとどまらず、顧客の事業の成功・成長に徹底的にコミットした持続的な支援を提供しております。その結果、当社の顧客との直接取引は81.5%、既存顧客との取引継続率は73.9%となっております。

(注) 1. 取引継続率は2020年3月期時点で、2020年3月期に取引のあった取引先のうち2019年3期に取引が発生している取引先の割合です。

2. 累計顧客数は2020年3月期時点で、創業以来当社と一度でも取引があった取引先を1社としてカウントしております。

(4) 競合優位性

① インテグレーションサービス

・技術

システム支援会社においては特定の技術に特化した会社もあると認識しておりますが、当社グループはシステムの完成ではなく顧客の成功・成長にコミットし、顧客のニーズ・課題・ゴールに合わせて解決策の提案・実現を支援しているため、特定の技術に依存せず最適な技術を提案・活用することができます。そのうえでの当社グループが有している技術上の強みは「3 事業の内容」に記載しております。

・支援範囲/支援体制

一般的なシステム開発では、構想・設計・開発・運用の各段階において担当する企業や担当者が変わっていくと認識しておりますが、当社グループは構想～運用まで担当エンジニアが一貫して対応しております。また顧客によってはIT部門やIT人材が不足・不在である場合にシステム支援会社によっては支援を行わないこともありますが、当社は顧客の不足を補完し、一体的に支援しております。

・変化への対応

顧客の経営環境や事業ニーズの変化に対して、多重下請け構造の体制となっている場合はシステム会社各社との調整負荷が大きく対応が容易ではありませんが、当社グループは支援を自社完結しているため柔軟に対応することが可能となっております。

② クラウドサービス

・『admage®』

『admage®』は広告代理店やメディア企業等で主要な広告ビジネスを行う際に必要となる機能がカバーされた総合広告配信システムです。一部の機能/広告ビジネスに特化した他社製品はありますが、『admage®』は顧客の広告ビジネスの拡張に応じて、利用機能を拡大していくことが可能です。また、運用サポートについては、他社は支援が無い、又は問合せ回数が限定されているか有償となっていることが一般的ですが、当社はシステムの通常利用の範囲においては制限なく無償でサポートを提供しております。加えて、クラウドサービスでありながら顧客各社の要望にあったカスタマイズ開発が可能であり、顧客ごとの付加価値を創出することができます。当社は日本のインターネット広告の黎明期から数多くの広告システムの開発に携わり、深い技術/知見を有しており、顧客の要望を実現することができております。

・『caravas』

『caravas』は企業のコンテンツマーケティングを支援するシステムであり、「レコメンド」と「分析」の機能を有しています。コンテンツマーケティングを実施する企業では自社のWebサイトまでの集客に注力するため、サイト流入後への対応に手が回らないことが見られますが、一方で流入したユーザーを購買等の成果に繋げることは顧客のビジネス上、非常に重要です。他社のレコメンドシステムはレコメンドのためのシナリオ設計（どのようなユーザーにどのようなコンテンツを提示するののかの設計）が顧客のリソースや専門性によっては煩雑で難しく利用が困難なこともありますが、『caravas』はAIによるレコメンドでユーザーの興味嗜好に沿ったコンテンツを提示することができ、手軽でありながらWebサイトに流入したユーザーに効果的な手を打つことができます。また、分析においては、Webサイト内の行動分析だけでなくコンテンツの閲覧状況分析を行うことができるレポートに加え、専門性がなくても視覚的に分析ができるヒートマップも備えております。これらは当社の広告システムで培った匿名ユーザー（アカウント情報などが無く属性が特定できていないユーザー）に対するWebサイト上の行動履歴分析やそれに基づいた広告の最適配信の技術等が活用されており、実現が可能となっています。

(5) 中長期的な当社グループの経営戦略等

① ターゲット

当社グループはDXが社会に生み出す市場全体をターゲットとし、その中でも、業界としてはDXの進展により社会的ニーズが更に高まることが予想されるロジスティクス・情報/通信・金融・医療/福祉などの社会インフラや、オンライン上で提供されるITサービス及びそれらを支援するデジタルマーケティング/デジタル広告の領域を重要なターゲットとしています。

② 事業ポートフォリオ

安定性と成長性の両面を実現するため、クラウドサービスによる継続安定型の「ストックビジネス」と、各種コンサルティングやシステムの設計・開発等による高付加価値型の「フロービジネス」を組み合わせせております。また、事業にコミットすることを体現すべく、他社との共同事業によるレベニューシェア（収益配分）等にも取り組んでおります。

③ 組織体制

グループ会社のDIMAGE SHARE VIETNAM CO., LTD.によるオフショア開発の比重を高めることにより、利益率の向上と国内での開発リソース不足の補完の両面を実現していきます。また、国内での新卒・中途社員の採用強化はもとより、約10年間継続しているベトナムにおけるIT系大学の最高ランクである「ハノイ工科大学」からの新卒採用の強化にも取り組んでまいります。

また、組織成長や人材が流動化する中でも当社グループの提供価値を維持向上させるため、社内におけるノウハウの共有や教育の仕組みを構築していきます。

(6) 経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

売上高成長率、営業利益率、ROE（自己資本利益率）を重要指標と位置付け、企業価値の増大を目指してまいります。

① 売上高成長率

DX市場は今後も成長が持続していくものと想定しており、当社グループがその成長に追随していくために重要な指標であると考えております。売上成長率は前年度比較で算定を行っております。

② 営業利益率

DXは企業に高い価値をもたらすものと考えており、それを支援する当社グループも高い付加価値の創出を実現する必要があると考えております。また、持続的に利益を創出し成長に繋げていくため、DIMAGE SHARE VIETNAM Co.,Ltd.を活用したオフショア開発・研究開発・製品開発等を含めたコストの低減を目指しております。それらにより収益性を高めていくために重要な指標であると考えております。

③ ROE（自己資本利益率）

総合的な経営の効率性を高めていくために重要な指標であると考えております。

決算年月		2020年3月期（実績）
売上高成長率	(%)	13.6
営業利益率	(%)	3.4
ROE（自己資本利益率）	(%)	20.1

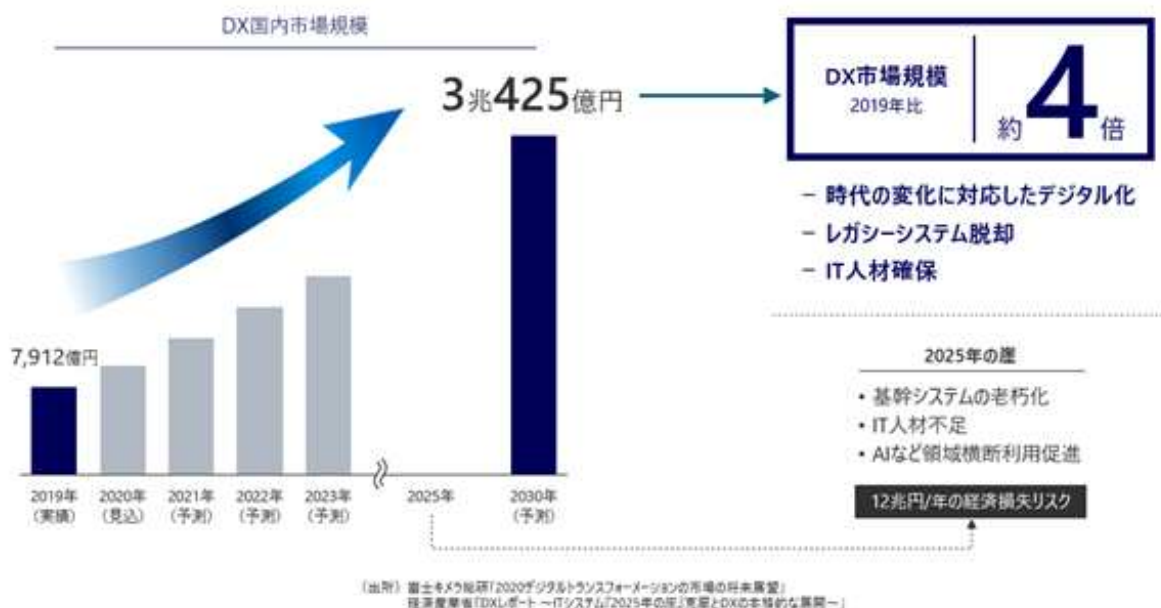
(7) 経営環境

① インテグレーションサービス

昨今のDXの潮流の中で、企業においてIT/デジタルは単に「便利なもの」ではなく「企業の価値の中核」となっており、フィンテック (FinTech) (※1) やアグリテック (AgriTech) (※2)、メドテック (MedTech) (※3) などに代表されるように、IT/デジタルの活用は企業の収益力・競争力にとって不可欠な存在になっております。今後多くの企業がIT企業化していくことが予想されるため、企業の生存戦略としてDXへの対応は不可避であると考えております。

富士キメラ総研の「2020 デジタルトランスフォーメーションの市場の将来展望」によると、国内DX市場の市場規模は、2019年時点で約7,912億円であり、2030年には約3兆425億円まで拡大すると予測されており、国内DX市場の成長余地は大きいと考えております。

また、経済産業省は、2018年9月に「DXレポート～ITシステム「2025年の崖」の克服とDXの本格的な展開～」、2018年12月に「デジタルトランスフォーメーションを推進するためのガイドライン (DX推進ガイドライン)」を発表しました。当資料によると、経営者はDXを実現していくために、データとデジタル技術を活用してビジネスモデルをどのように変革するかについての事業戦略と、それを実行するための組織、プロセス、企業文化・風土をどのように変革するかについての組織戦略を立案、実行し、競争上の優位性を確立することが重要かつ喫緊の課題となっています。また、既存ITシステムが技術面の老朽化・複雑化・ブラックボックス化するレガシーシステムの存在が、DXを本格的に展開していく上で大きな障壁になっています。レガシーシステムにビジネスプロセスが密接に組み込まれているため、ビジネスモデルの変革は容易ではなく、DXへの対応が遅れることでレガシーシステムの運用・保守に多くの資金と人材が必要になります。また、レガシーシステムではデータを十分に活用しきれず、新しいデジタル技術を導入したとしても、データの利活用・連携が限定的であるため、その効果も限定的になってしまうという問題があり、企業のDXにあたってはレガシーシステムからの脱却・刷新が不可欠となっています。



② クラウドサービス

株式会社電通が2020年3月11日に発表した「2019年(令和元年)日本の広告費」によると、2019年の日本の総広告費は6兆9,381億円(前年比106.2%)となり、8年連続のプラス成長となりました。媒体別では、マスコミ四媒体広告費(新聞広告費、雑誌広告費、ラジオ広告費、テレビメディア広告費)は前年比96.6%と連続して前年を下回った一方で、インターネット広告費は2兆1,048億円(前年比119.7%)と6年連続の二桁成長となり初めて2兆円を超えました。

インターネット広告の成長は二つの要因が考えられます。一つ目の要因は、パソコンやスマートフォン及びタブレットの普及がインターネット利用者数の増加(総人口の80.9%(総務省 平成30年版 情報通信白書))をもたらし、インターネットがメディアとしての存在価値を高めたことによるものと考えられます。二つ目の要因は、広告の投資対効果を具体的な数値で測定することができ、トラッキング(※4)やターゲティング(※5)、広告取引を自動化するプラットフォームなどのアドテクノロジーが存在価値を高めたことによるものと考えられます。

「広告」や隣り合う領域である「マーケティング」においても、DXは加速しており、新しいテクノロジーが登場し、ITを活用した「デジタル広告」や「デジタルマーケティング」は、今後更に企業の収益力向上を左右する存在になっていくと考えられます。

(用語解説)

※1 FinTech (フィンテック)

金融 (Finance) と技術 (Technology) を組み合わせた造語で、金融サービスと情報技術を結びつけたさまざまな革新的な動きを指す。

※2 AgriTech (アグリテック)

ITの導入によって実現される革新的な農業。また、それに関連するビジネスやサービス。

※3 MedTech (メドテック)

Medical (医療) とTechnology (技術) を組み合わせた造語で、テクノロジーを医療に活用する取り組みを指す。

※4 トラッキング

インターネット上でのユーザーの行動を記録すること。主に特定のWebサイトで、あるユーザーがどのような経路でそのサイトに流入したか、そのサイト内でどのようなページをどれぐらいの時間閲覧していたか記録を取る。

※5 ターゲティング

広告の対象となる顧客の行動履歴を元に、顧客の興味関心を推測し、ターゲットを絞ってインターネット広告配信を行う手法。

(6) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

当社グループが優先的に対処すべき事業上の主な課題は以下のとおりであります。財務上の課題は現時点で特筆すべき事項はございません。

① 優秀なエンジニアの確保と育成

当社グループが、今後さらなる成長をしていくためには、優秀なエンジニアの確保及び育成は、最重要課題の一つであると認識しております。

情報サービス産業においては人材不足が深刻化しておりますが、今後も継続して、当社グループの企業理念や経営方針に共感したエンジニアを確保するため、国内はもとよりベトナムにおいても積極的にエンジニアの確保に取り組んでまいります。また、ベトナム子会社を持つ優位性を活かして、オフショア開発を推進し、エンジニアの確保と開発力の強化に取り組んでまいります。

② 内部管理体制の強化

当社グループの事業の継続的な発展には、業務運営の効率化、コーポレート・ガバナンス機能の強化は必須であり、そのための方策として、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムの適切な運用が重要であると考えております。そのため、内部統制システムの継続的な整備、改善を行い、経営の公正性・透明性を確保するための組織体制の強化に取り組んでまいります。

③ 認知度向上

当社グループの製品・サービスをより多くの企業に認識してもらうためには、認知度の向上が必要であると考えております。事業の規模拡大による当社自体の認知度の向上のほか、当社の製品・サービスを利用した企業の評価や訴求力のある導入事例の獲得、Webマーケティングによる認知機会の増加等に複合的に取り組んでまいります。

④ 情報セキュリティの強化

当社グループは、事業の運営上、顧客情報や個人情報等の重要な機密事項を扱うことがあります。これらの情報は、顧客との秘密保持契約や個人情報保護法等により、管理の徹底が要求されております。

現状においても、外部からの不正アクセス等に対するセキュリティ対策や社員の機密情報の取り扱いについて取り決めをしており、プライバシーマークの取得も行い積極的に対策を講じていると考えておりますが、より一層のセキュリティの強化に努めてまいります。

⑤ デジタルテクノロジーへの取り組み

DXの取り組みを進めている様々な業界の企業に価値ある製品・サービスを継続的に提供していくためには、デジタルテクノロジーの習得/研究は重要であると認識しております。そのため、クラウドやAI、Big Data (※)といった技術の習得/研究に積極的に取り組んでまいります。

(用語解説)

※ Big Data (ビッグデータ)

インターネットの普及や、コンピューターの処理速度の向上などに伴い生成される、大容量のデジタルデータを指す。

2 【事業等のリスク】

当社グループの事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、リスク要因となる可能性があると考えられる主な事項及びその他投資者の判断に重要な影響を及ぼすと考えられる事項を以下のとおり記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項につきましても、投資家の投資判断上、重要であると考えられる事項につきましては、投資家に対する積極的な情報開示の観点から以下に開示しております。当社グループは、これらのリスク発生の可能性を十分に認識したうえで、発生の回避及び発生した場合の対応に取り組む方針ではありますが、当社株式に関する投資判断は、本項及び本書中の本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

なお、本項記載のうち将来に関する事項は、将来において発生の可能性があるすべてのリスクを網羅するものではなく、本書提出日現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 経営環境の変化について

当社グループは、インテグレーションサービス及びクラウドサービスの提供を行っております。それぞれ顧客企業のDXの積極的な取り組みを背景として事業を拡大していく方針であります。今後、国内外の経済情勢や景気動向等の理由により顧客企業の取り組みが減退するような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

現在のところIT投資は引き続き堅調に推移しており、DXも進展している状況であるため顕在化する可能性は大きくないと想定しております。対策として当社は比較的景気変動に影響を受けづらい社会インフラ関連企業（ロジスティクス、情報/通信、医療/福祉、金融等）をターゲットとしていく予定です。

(2) インターネット広告市場について

株式会社電通が2020年3月11日に発表した「2019年（令和1年）日本の広告費」によると、2019年の日本の総広告費は6兆9,381億円（前年比106.2%）となり、8年連続のプラス成長となりました。

媒体別では、マスコミ四媒体広告費（新聞広告費、雑誌広告費、ラジオ広告費、テレビメディア広告費）は前年比96.6%と連続して前年を下回った一方で、インターネット広告費は2兆1,048億円（前年比119.7%）と6年連続の二桁成長となり初めて2兆円を超えました。

当社グループのサービスの1つであるクラウドサービスが提供するインターネット広告市場は依然として拡大を継続する見通しですが、インターネット広告市場の環境整備や新たな法的規制の導入後、何らかの要因によってインターネット広告市場の発展が阻害される場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

新型コロナウイルスの影響により社会生活のオンライン化が進展しており、インターネット広告市場の発展が阻害される可能性は大きくないと想定しております。法的規制等により何らかの制限が導入された場合の対策として当社は新たな技術による代替方法を対応を進めていく予定です。

(3) 特定取引先への依存について

当社はヤマトシステム開発株式会社と準委任契約を締結しており、同社への売上割合は2019年3月期において32.1%、2020年3月期においては25.0%となっております。同社は小口貨物輸送サービス事業を中核とするヤマトホールディングスの情報システム子会社であり、同グループの情報システムを中心に担っています。デジタル社会において物流インフラはますます重要になることも鑑み、同社とは今後も取引を継続する方針ではありますが、相対的に同社の販売比率を下げるため、同社以外の販売先との取引を増やしてまいります。

本書提出日現在において、同社とは良好な関係を継続しておりますが、同社の経営方針変更又は何らかの事由により、同社からの受注が大幅に減少した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社は同社との取引は約20年に渡っており、事業/業務の中核の一部も担っているため大きな変動が発生する可能性は大きくないと想定しております。同社グループに対してより中核的な支援を提供できるよう対応を進めていく予定です。

(4) 特定役員への依存について

当社の代表取締役社長である大内慎は、当社の創業者であり、当社グループの最高経営責任者であります。当社グループの事業展開において事業戦略の策定や、営業活動、開発活動における方針決定及び重大な判断に深く関与をしております。また、各業務執行取締役は各管掌範囲において他の社員に比して豊富な経験と優れた知見を有しており、当社グループにおいて代えがたい役割を果たしております。当社グループでは、これら役員への過度な依存を回避すべく、会議体における意思決定、経営管理体制の強化、経営幹部の育成等を図っておりますが、現時点において当該役員に対する依存度は高い状況にあるといえます。そのため、何らかの理由により当該役員が当社グループ業務を遂行することが困難な状態となり、後任となる経営幹部の育成が進捗していなかった場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(5) 人材の確保・育成について

当社グループが提供する製品・サービスは、エンジニアの技術力に拠るところが大きく、優秀なエンジニアを安定的に確保することが重要であると認識しております。当社グループは継続的にエンジニアの採用及び育成を行っておりますが、エンジニアの採用及び育成が計画通りに進まないような場合や人材流出が進むような場合には、製品・サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

現在において毎期採用で人材は獲得できており、著しく当社事業に影響を与える状況になる可能性は大きくないと想定しておりますが、採用の困難さが高まる可能性は高いと考えております。そのため当社グループは日本国内での採用はもとよりハノイ工科大学との提携によりベトナムからの採用を強化するとともに、子会社であるDIMAGE SHARE VIETNAM Co., Ltdによるオフショア開発で補完する予定です。

(6) 外注先の確保について

当社グループが提供する製品・サービスの開発は、必要に応じて協力会社等に外注しております。現状では、協力会社等と安定的な取引関係を保ち、エンジニアの確保に注力しておりますが、協力会社等において技術力及び技術者数が確保できない場合及び外注コストが高騰した場合には、製品・サービスの円滑な提供及び積極的な受注活動が阻害され、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

現在のところ協力会社からの引き合いは増加しており、外注コストの高騰もみられていないため必要な技術力・技術者数が確保できない可能性は大きくないと想定しております。対策として、当社は新卒採用においては比較的採用訴求ができており堅調に人材を獲得することができているため、新卒の採用と育成の強化による早期戦力化を行っております。また、フリーランスエンジニアの活用や子会社であるDIMAGE SHARE VIETNAM Co., Ltdで補完する予定です。

(7) 情報セキュリティについて

当社グループは、クラウドによるサービス提供を行う等、情報システムに依存した事業を展開しております。当社グループは、外部からの不正アクセス等に対するセキュリティ対策や社員の機密情報の取り扱いについて取り決めをしており、プライバシーマークの取得も行い積極的に対策を講じております。また、当社のクラウドサービスにおけるクラウドサーバー等は外部のクラウドサービスを活用しておりますが、その選定にあたっては情報セキュリティが十分に担保されていることを重要な判断事項の1つとしています。しかしながら、悪意による不正行為等、何らかの理由により機密情報が外部に漏洩するような場合には、当社グループの社会的信用の失墜、損害賠償等により当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

対策としてセキュリティソフトの導入徹底や資産管理ツールによるPCログの管理などハード面の対応を行っているほか、情報セキュリティに関する教育を定期的・継続的に実施する等のソフト面の対応も行っております。

(8) システム障害について

当社グループが提供している製品・サービスは、クラウドという特性上、インターネットを経由して行われており、インターネットに接続するための通信ネットワークやインフラストラクチャーに依存しております。当社グループはシステムトラブルを回避すべく、安全性・可用性・冗長性・堅牢性に優れた信頼される企業のクラウド上に製品・サービスを構築しております。しかしながら、自然災害及び事故等による予測しえないトラブルが発生し、システム障害が起これば、当社グループのサービスが停止するような場合には、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社が利用するクラウドプラットフォームは世界的に信頼性が認知された企業のものであり、重篤なトラブルが発生する可能性は大きくないと想定しております。それらのクラウドプラットフォームに起因した当社クラウドサービスのシステム障害・損害については当該企業の負担とする規約・契約とすることでリスク低減を図っております。

(9) 製品・サービスに関する不具合について

当社グループが提供する製品・サービスは、顧客へ提供する前に、欠陥等の不具合を発生させないよう、また、不具合が生じたとしても早期に発見し是正し得るよう体制を構築しております。しかしながら、当社グループが提供した製品・サービスに予期しがたい不具合が生じ、補修等追加コストの発生や信用の失墜、損害賠償等が発生した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社が提供するクラウドサービスにおいて『admage®』は10年以上の提供実績があり安定性が高いシステムであるため上記のリスクが顕在化する可能性は大きくないと想定しております。また、『caravas』はまだリリースして間もなく不具合を改善しながら品質/機能を高めてく段階であるため一定度の補修等の追加コストは織り込んだ利益計画としております。

(10) 内部管理体制について

当社グループは、今後の事業拡大に対応するため、内部管理体制を更に強化する必要があると認識しており、人材採用及び育成を行うこと等により内部管理体制の強化を図っていく方針であります。しかしながら、事業拡大のペースに応じた内部管理体制の構築に遅れが生じた場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 知的財産権について

当社グループは、製品等の名称につき、商標登録を行っており、計画している製品についても商標権の取得を目指す方針であります。当社の保有する知的財産権を保護するため細心の注意を払うとともに、他社の知的財産権を侵害しないよう弁理士等と連携し必要な措置を講じてまいります。しかしながら、当社グループの知的財産権の侵害や当社グループの他社侵害を把握しきれずに、何らかの法的措置等が発生した場合、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社では定期的に当社がサービス・製品等で利用する名称等の利用状況を調査し、権利侵害の発生を防止する取り組みを行っております。

(12) ストックオプションの行使による株式価値の希薄化について

当社グループでは、当社の取締役（社外取締役を除く）、従業員及び当社子会社の従業員に対するインセンティブを目的とし、ストックオプションを付与しており、本書提出日現在における発行済株式総数に対する潜在株式数の割合は3.36%となっております。これらのストックオプションが行使された場合には、当社の株式が発行され、既存の株主が有する株式の価値及び議決権割合が希薄化する可能性があります。

(13) 税務上の繰越欠損金について

当社は、第21期事業年度末において税務上の繰越欠損金（111,519千円）が存在しております。繰越欠損金は、一般的に将来の課税所得から控除することが可能であり、将来の税額を減額することができます。今後の税制改正の内容によっては、納税負担額を軽減できない可能性があります。

また、繰越欠損金が解消された場合、通常の税率に基づく法人税、住民税及び事業税が計上されることとなり、当社の当期純利益及びキャッシュ・フローに影響を及ぼす可能性があります。

当社の利益計画は繰越欠損金が解消されることを前提に策定しており、リスクが顕在化する可能性は大きくないと想定しております。

(14) 資金使途について

新規株式上場時に計画している公募増資による調達資金の使途につきまして、事業拡大に伴い増加する人件費や採用費、広告宣伝費等に充当する計画になっております。しかしながら、経営環境の急激な変化等により、資金使途へ予定どおり資金を投入したとしても、想定どおりの投資効果が得られない可能性があります。また、市場環境の変化が激しく、計画の変更を迫られ調達資金が計画どおり使用されない可能性があります。

(15) 配当政策について

当社では、利益処分につきましては、財政状態及び経営成績を勘案して、株主への利益配当を実現することを基本方針としております。しかしながら、当社は本書提出日現在成長過程にあり、将来の事業展開と財務体質強化のために必要な内部留保の確保を優先して、創業以来2020年3月期まで無配当としてまいりました。

現在は、内部留保の充実に努めておりますが、将来的には、財政状態及び経営成績を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針であります。しかしながら、配当実施の可能性及びその実施時期等については、現時点において未定であります。

(16) 在外子会社について

当社グループは、在外連結子会社が重要な子会社であると認識しております。このため、在外子会社での内部管理体制の維持をはじめ、管理部門の人材確保など管理体制の適切な維持が重要であると考えております。しかしながら、現地での人材不足等により管理体制等が適正に維持継続できない、または人材育成が十分に進まなかった場合は、当社グループの管理体制に支障をきたすことから、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社の子会社であるDIMAGE SHARE VIETNAM Co., Ltdのマネジメントメンバーは日本の当社で新卒から勤務を経た者であり当社の価値観や考え方を備えた人材で運営されております。また今後、当社からDIMAGE SHARE VIETNAM Co., Ltdに移る人材も増えていく予定であり、当社同様の内部管理を維持できる体制が整えられると考えており、

リスクが顕在化する可能性は大きくないと考えております。また対策の一環として管理部門の採用も現在強化しております。

(17) 訴訟について

当社は、本書提出日現在において、訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、販売した製品の不具合等、予期せぬトラブルが発生した場合、それに起因した損害賠償の請求、訴訟を提起される可能性があります。その場合、損害賠償の金額、訴訟内容及び結果によっては、当社の事業活動、経営成績及び財務状況等に影響を及ぼす可能性があります。

(18) カントリーリスクについて

当社グループは、海外の優秀な情報処理技術者を活用するため、ベトナムにオフショア開発拠点を有しております。現地での政治的、経済的要因の悪化、法律や規制の変更、または、伝染病の蔓延や自然災害の発生など外的要因によるカントリーリスクが当社グループの事業運営に影響を及ぼす可能性があります。

(19) 新型コロナウイルス感染症の影響について

世界保健機構（WHO）は2020年3月11日に新型コロナウイルス感染症（COVID-19）についてパンデミック（世界的流行）であると宣言し、当社グループとしてもテレワークを推進しつつ状況を注視しておりますが、国内及び海外主要各国において終息に向かわず、拡大が長期間にわたり続いた場合は、深刻な経済的影響が生じ、当社グループの事業及び業績に影響を及ぼす可能性があります。

現在は社会生活のオンライン化が進展し、当社が支援するロジスティクス等の社会インフラ関連企業やオンライン上で提供されるサービス/エンターテインメント等の企業の状況は上向きでありリスクが顕在化する可能性は大きくないと想定しております。当社は当該リスクへの対策の一環として引き続き比較的景気変動に影響を受けづらい社会インフラ関連企業（ロジスティクス、情報/通信、医療/福祉、金融等）をターゲットとして事業を展開していく予定です。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当社グループ（当社及び連結子会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態の状況

第21期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（資産）

当連結会計年度末における資産合計は557,657千円となり、前連結会計年度末に比べ6,884千円増加いたしました。

流動資産は、前連結会計年度末と比べ9,150千円増加いたしました。これは主に、売掛金が9,490千円減少したものの、現金及び預金が2,059千円、仕掛品が11,806千円、その他が4,671千円増加したことによるものであります。

固定資産は、前連結会計年度末と比べ2,265千円減少いたしました。これは主に、有形固定資産が1,574千円、投資その他の資産が3,075千円増加したものの、無形固定資産が6,916千円減少したことによるものであります。

（負債）

当連結会計年度末における負債合計は402,995千円となり、前連結会計年度末に比べ21,505千円減少いたしました。

流動負債は、前連結会計年度末と比べ7,234千円減少いたしました。これは主に、買掛金が20,271千円、未払金が970千円、受注損失引当金が2,762千円増加したものの、1年内返済予定の長期借入金が19,248千円、未払法人税等が2,100千円、未払消費税等が8,126千円、その他が1,764千円減少したことによるものであります。

固定負債は、前連結会計年度末と比べ14,271千円減少いたしました。これは主に、長期借入金が14,344千円減少したことによるものであります。

（純資産）

当連結会計年度末における純資産合計は154,662千円となり、前連結会計年度末に比べ28,389千円増加いたしました。

これは主に、利益剰余金が28,268千円増加したことによるものであります。

第22期第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

（資産）

当第3四半期連結会計期間末における資産合計は703,825千円となり、前連結会計年度末に比べ146,167千円増加いたしました。

流動資産は、前連結会計年度末と比べ166,920千円増加いたしました。これは主に、仕掛品が10,537千円減少したものの、現金及び預金が142,518千円、売掛金が37,965千円増加したことによるものです。

固定資産は、前連結会計年度末と比べ20,752千円減少いたしました。これは主に、有形固定資産が3,992千円、無形固定資産が3,243千円、投資その他の資産が13,516千円減少したことによるものです。

（負債）

当第3四半期連結会計期間末における負債合計は450,035千円となり、前連結会計年度末に比べ47,040千円増加いたしました。

流動負債は、前連結会計年度末と比べ11,648千円減少いたしました。これは主に、1年内返済予定の長期借入金18,994千円、未払消費税等23,537千円、その他4,383千円増加したものの、買掛金4,499千円、未払金が37,694千円、未払法人税等13,607千円減少したことによるものです。

固定負債は、前連結会計年度末と比べ58,689千円増加いたしました。これは主に、長期借入金58,634千円増加したことによるものです。

（純資産）

当第3四半期連結会計期間末における純資産合計は253,789千円となり、前連結会計年度末に比べ99,127千円増加いたしました。

これは主に、利益剰余金98,886千円増加したことによるものです。

② 経営成績の状況

第21期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業による設備投資や雇用環境の改善が続く一方、中東情勢の緊迫化や、大国間の貿易摩擦による企業活動への影響が表面化するなど、先行きの不透明感が強まっていた中、新型コ

コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行拡大が重なったことによって、さらに不確実な状況となっております。

当社グループが事業を展開する情報サービス産業においては、企業における人手不足を背景とした合理化・省力化はもとより、国内外での加速度的な競争の激化に対応するため、IT/デジタルテクノロジーの活用のしやすさの進展とあいまって、経営改革や事業創出への投資意向が継続的に高まっており、そのため、企業のIT投資が堅調に推移し、クラウド・AI・IoTといった新しい分野での需要拡大が進んでいると認識しております。

このような環境のもと、当社グループは、大きく2つのサービスに分けて展開いたしました。1つはDXの取り組みを進めている様々な業種・業界の企業の情報システムの企画、要件定義、設計、開発、保守運用を一貫して請け負い、顧客の収益力向上を実現する「インテグレーションサービス」です。もう1つは広告代理店、メディア運営企業など広告に携わる全ての企業及びマーケティング部門並びにそれを支援する企業に対して、収益力向上を実現する様々なソリューションをクラウドシステムで提供する「クラウドサービス」を展開いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高1,500,082千円（前年同期比13.6%増）、営業利益50,824千円（前年同期比58.6%減）、経常利益48,439千円（前年同期比62.0%減）、親会社株主に帰属する当期純利益28,268千円（前年同期比77.4%減）となりました。

当社グループの事業は、「デジタルソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしておりません。

第22期第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

当第3四半期連結累計期間の売上高は1,293,626千円となり、売上総利益は409,228千円となりました。

販売費及び一般管理費については、296,990千円となりました。その結果、営業利益は112,237千円となりました。

営業外収益として受取利息、助成金収入等、営業外費用として支払利息等を計上したことにより、経常利益は109,433千円、税金等調整前四半期純利益は109,433千円となりました。

法人税、住民税及び事業税を5,862千円計上し、法人税等調整額を4,683千円計上した結果、親会社株主に帰属する四半期純利益は98,886千円となりました。

当社グループの事業は、「デジタルソリューション事業」の単一セグメントであるため、セグメント毎の記載をしておりません。

③ キャッシュ・フローの状況

第21期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は287,061千円となり、前連結会計年度末に比べ2,059千円増加いたしました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果得られた資金は、42,834千円（前連結会計年度は130,797千円の収入）となりました。これは主に、プラス要因として、税金等調整前当期純利益が48,439千円、仕入債務の増加額が20,273千円、マイナス要因として、たな卸資産の増加額が11,872千円、未払消費税等の減少額が8,126千円、法人税等の支払額が23,464千円であったことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果支出した資金は、7,364千円（前連結会計年度は2,300千円の支出）となりました。これは主に、有形固定資産の取得による支出が4,769千円、差入保証金の差入による支出が1,523千円、保険積立金の積立による支出が1,000千円であったことによるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果支出した資金は、33,592千円（前連結会計年度は19,458千円の支出）となりました。これは、長期借入金の返済による支出が33,592千円であったことによるものであります。

④ 生産、受注及び販売の実績

a. 生産実績

当社グループが提供するサービスの性格上、生産実績の記載に馴染まないため、当該記載を省略しております。

b. 受注実績

当社グループが提供するサービスは、受注から納品までの期間が短いため、当該記載を省略しております。

c. 販売実績

当連結会計年度の販売実績は、次のとおりであります。なお、当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	前年同期比 (%)
デジタルソリューション事業 (千円)	1,500,082	113.6

(注) 1. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

2. 最近2連結会計年度及び第22期第3四半期連結累計期間の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		第22期第3四半期 連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)	
	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)	金額 (千円)	割合 (%)
ヤマトシステム開発株式会社	423,800	32.1	374,822	25.0	349,727	27.0
株式会社ISTソフトウェア	1,500	0.1	207,315	13.8	—	—

3. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、本書提出日現在において判断したものであります。

① 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき、重要な会計方針及び見積りによって作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額並びに開示に影響を与える見積りを必要としております。これらの見積りについては過去の実績や現状等を勘案し、合理的に判断しておりますが、実際の結果は見積り特有の不確実性があるため、これらの見積りと異なる可能性があります。連結財務諸表の作成にあたっては、特に以下の事項は、経営者の会計上の見積りの判断が財政状態及び経営成績に重要な影響を及ぼすと考えております。

a. 貸倒引当金

当社グループは、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。顧客の財務状態が悪化し、その支払能力が低下した場合、追加引当が必要となる可能性があります。

b. のれん

当社グループは、のれんについて、その効果の発現する期間を見積り、その期間で均等償却しております。また、その資産性について子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益が見込めなくなった場合、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

c. 繰延税金資産の回収可能性

当社グループは、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得を見積り、回収可能性があるとした将来減算一時差異等について繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じ減少した場合、繰延税金資産が減額され税金費用が計上される可能性があります。

d. 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当該連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。受注契約時に予見不能な事象の発生やプロジェクト案件の進捗状況等によって損失額が大きく変動する可能性があります。

e. 新型コロナウイルスの感染拡大の影響に関する会計上の見積り

新型コロナウイルス感染症の拡大を要因とする当社グループの事業に関する需要動向への影響の度合いは未だ不透明な部分がありますが、その影響は限定的であるとの仮定に基づき繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

② 経営成績等の分析

第21期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業による設備投資や雇用環境の改善が続く一方、中東情勢の緊迫化や、大国間の貿易摩擦による企業活動への影響が表面化するなど、先行きの不透明感が強まっていた中、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の世界的流行拡大が重なったことによって、更に不確実な状況となっております。

当社グループが事業を展開する情報サービス産業においては、企業における人手不足を背景とした合理化・省力化はもとより、国内外での加速度的な競争の激化に対応するため、IT/デジタルテクノロジーの活用のしやすさの進展とあいまって、経営改革や事業創出への投資意向が継続的に高まっており、そのため、企業のIT投資が堅調に推移し、クラウド・AI・IoTといった新しい分野での需要拡大が進んでいると認識しております。

このような環境のもと、当社グループは、大きく2つのサービスに分けて展開いたしました。1つはDXの取り組みを進めている様々な業種・業界の企業の情報システムの企画、要件定義、設計、開発、保守運用を一貫して請け負い、顧客の収益力向上を実現する「インテグレーションサービス」です。もう1つは広告代理店、メディ

ア運営企業など広告に携わる全ての企業及びマーケティング部門並びにそれを支援する企業に対して、収益力向上を実現する様々なソリューションをクラウドシステムで提供する「クラウドサービス」を展開いたしました。

a. 売上高

当連結会計年度における売上高は1,500,082千円となり、前連結会計年度に比べ179,650千円増加（対前連結比13.6%増）いたしました。これは主に、受託開発が104,206千円増加（対前連結比83.3%増）、システムエンジニアリングサービスが49,278千円増加（対前連結比7.3%増）したことによるものであります。

b. 売上原価、売上総利益

当連結会計年度における売上原価は1,036,467千円となり、前連結会計年度に比べ175,135千円増加（対前連結比20.3%増）いたしました。これは主に、受託開発が69,265千円増加（対前連結比95.2%増）、システムエンジニアリングサービスが32,088千円増加（対前連結比7.0%増）、admage®が17,397千円増加（対前連結比8.8%増）したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度における売上総利益は463,615千円となり、前連結会計年度に比べ4,515千円増加（対前連結比1.0%増）いたしました。

c. 販売費及び一般管理費、営業損益

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は412,791千円となり、前連結会計年度に比べ76,546千円増加（対前連結比22.8%増）いたしました。これは主に、人員増加に伴う人件費が25,504千円増加（対前連結比13.1%増）、新規株式公開コンサルティング等に伴う業務委託費が19,054千円増加（対前連結比141.8%増）、監査報酬等に伴う支払手数料が11,634千円増加（対前連結比105.9%増）したことによるものであります。

この結果、当連結会計年度における営業利益は50,824千円となり、前連結会計年度に比べ72,031千円減少（対前連結比58.6%減）いたしました。

d. 営業外収益、営業外費用、経常損益

当連結会計年度において、営業外収益が1,023千円、営業外費用が3,408千円発生いたしました。

この結果、当連結会計年度における経常利益は48,439千円となり、前連結会計年度に比べ79,148千円減少（対前連結比62.0%減）いたしました。

e. 特別損益、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、親会社株主に帰属する当期純損益

当連結会計年度において、法人税、住民税及び事業税が21,536千円、法人税等調整額が△1,365千円発生いたしました。

この結果、当連結会計年度における親会社株主に帰属する当期純利益は28,268千円となり、前連結会計年度に比べ96,950千円減少（対前連結比77.4%減）いたしました。

③ 財政状態の分析

当社グループは、運転資金及び設備資金につきましては、内部資金または金融機関からの借入により資金調達することとしております。また、当社グループは、資金の効率的な活用と借入金利息の削減を目的として、月次での資金計画などにより資金管理を行っております。

当連結会計年度末における資産合計は557,657千円となり、前連結会計年度末に比べ6,884千円増加いたしました。これは主に、数千万円規模の大型案件の開発中の費用等を仕掛品として計上したことにより仕掛品が11,806千円、エンジニアの増員また今後のエンジニアの確保に向けて、当社オフィスのレイアウト変更及び当社子会社DIMAGE SHARE VIETNAM CO., LTD.のオフィス移転等、積極的な投資により有形固定資産が1,574千円増加したものの、当社子会社プロバイズ株式会社の買収時に計上したのれんの償却等により無形固定資産が6,916千円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末における負債合計は402,995千円となり、前連結会計年度末に比べ21,505千円減少いたしました。これは主に、長期借入金を計画どおり返済したことにより、1年内返済予定の長期借入金が19,248千円、長期借入金が14,344千円減少したことによるものであります。

当連結会計年度末における純資産合計は154,662千円となり、前連結会計年度末に比べ28,389千円増加いたしました。これは主に、親会社株主に帰属する当期純利益を計上したことにより、利益剰余金が28,268千円増加したことによるものであります。

④ キャッシュ・フローの状況の分析

当連結会計年度における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は287,061千円となり、前連結会計年度末に比べ2,059千円増加いたしました。

営業活動の結果得られた資金は、42,834千円（前連結会計年度は130,797千円の収入）となりました。これは主に、プラス要因として、税金等調整前当期純利益が48,439千円、売上債権の減少額が9,490千円、マイナス要因として、数千万円規模の大型案件の開発中の費用等を仕掛品として計上したことによるたな卸資産の増加額が11,872千円であったことによるものであります。

投資活動の結果支出した資金は、7,364千円（前連結会計年度は2,300千円の支出）となりました。これは主に、エンジニアの増員また今後のエンジニアの確保に向けて、当社オフィスのレイアウト変更及び当社子会社DIMAGE SHARE VIETNAM CO., LTD. のオフィス移転等、積極的な設備投資により、有形固定資産の取得による支出が4,769千円、差入保証金の差入による支出が1,523千円であったことによるものであります。

財務活動の結果支出した資金は、33,592千円（前連結会計年度は19,458千円の支出）となりました。これは、借入金を計画どおり返済したことにより、長期借入金の返済による支出が33,592千円であったことによるものであります。

⑤ 資本の財源及び資金の流動性についての分析

a. 資本の財源

当社グループの資金需要については、人件費や採用費、広告宣伝費等の販売費及び一般管理費等の営業活動に必要な運転資金が主なものであります。これらの資金需要に対する資本の財源は、手許資金、営業キャッシュ・フロー及び金融機関からの借入により必要とする資金を調達しております。なお、当面の資金繰りのための資金は十分に確保していると判断しております。

b. 資金の流動性に関する分析

月次での資金計画などにより資金管理に努めており、また、当座貸越契約により、必要に応じて資金調達ができる体制を整えることで十分な流動性を確保しております。

⑥ 経営成績に重要な影響を与える要因について

当社グループの経営成績に重要な影響を与える要因について、「第2 事業の状況 2 事業等のリスク」に記載のとおりであります。

⑦ 経営戦略の現状と見通し

当社グループの経営戦略の現状と見通しについては、「第2 事業の状況 1 経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」に記載のとおりであります。

⑧ 経営方針・経営戦略、経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社グループは、売上高成長率、営業利益率及びROEを重要な指標と位置づけ、高い成長率の持続、収益性及び資本効率の向上を図り、企業価値の更なる増大を目指しております。

当連結会計年度の売上高成長率は13.6%、営業利益率は3.4%、ROEは20.1%となりました。引き続きこれらの指標について、高水準の持続及び改善に取り組んでまいります。

4 【経営上の重要な契約等】

(1) 当社は、下記のとおり業務提携契約を締結しております。

相手方の名称	契約締結日	契約期間	契約内容
GMO NIKKO株式会社	2018年2月19日	双方合意する日まで有効	当社のインターネット広告システムの技術力・開発力とGMO NIKKOのインターネット広告の営業/マーケティング力との相乗効果を高めることを目的とした業務提携

(2) 連結子会社の吸収合併契約

当社は、経営資源と組織運営を一体化することで経営基盤をより強固にし、経営の効率化を図るとともに、事業の更なる強化ならびに新たな事業領域への拡大を迅速に実行するために2020年5月15日開催の取締役会において、プロバインズ株式会社（東京都千代田区、資本金48,000千円、代表取締役社長大内慎）と合併することを決議しました。また、同日付けで両社は合併契約を締結しました。

合併の概要は、次のとおりであります。

① 合併の方法

当社を存続会社とし、プロバインズ株式会社を消滅会社とする吸収合併であります。

② 本合併の効力発生日

2020年9月1日

③ 合併に際して発行する株式及び割当

当社は、プロバインズ株式会社の発行済株式総数の全部を保有しているため、本合併による株式の割当ては行いません。

④ 引継資産・負債の状況

当社は、プロバインズ株式会社の資産・負債その他の権利義務の一切を承継します。

⑤ 吸収合併存続会社となる会社（当社）の概要

資本金 64,800千円

事業内容 デジタルソリューション事業

5 【研究開発活動】

第21期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは研究開発活動として、新製品開発等に係る要件定義検討、仕様書作成、設計、テスト等を実施しております。

当連結会計年度の研究開発活動は、主として新製品『caravas』の開発にかかるものであり、研究開発費の総額は7,730千円であります。

『caravas』は、当社の自社製品であるインターネット広告システムの『admage®』に次ぐプロダクトとして開発活動をした企業のマーケティングツールであり、当社の市場を広げていくための製品であります。

研究開発体制として、従業員6名、外注4名の計10名体制で研究開発活動を行っており、2019年10月に『caravas』をリリースしております。

なお、当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第22期第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

第21期連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は5,370千円であり、主な内容はオフィスの移転及びレイアウト変更によるものであります。

なお、当連結会計年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。

第22期第3四半期連結累計期間（自 2020年4月1日 至 2020年12月31日）

該当事項はありません。

2【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

なお、当社グループはデジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(1) 提出会社

2020年3月31日現在

事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
		建物附属設備	その他	差入保証金	合計	
本社 (東京都千代田区)	事務所設備	4,831	258	28,653	33,743	72

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、従業員数の100分の10未満であるため、記載しておりません。

3. 上記の他、本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は38,336千円（647.88㎡）であります。

(2) 国内子会社

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(3) 在外子会社

2020年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	設備の内容	帳簿価額（千円）				従業員数 (人)
			建物附属設備	その他	差入保証金	合計	
DIMAGE SHARE VIETNAM CO., LTD.	ベトナム国ハノイ市	事務所設備	2,544	26	1,193	3,763	31

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 上記の他、本社の建物は賃借しており、その年間賃借料は、移転前の旧事務所では759千円（107.20㎡）、移転後の新事務所では1,781千円（271.50㎡）であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】 (2021年2月28日現在)

(1) 重要な設備の新設

該当事項はありません。

(2) 重要な改修

会社名 事業所名	所在地	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定年月		完成後の増 加能力
			総額 (千円)	既支払額 (千円)		着手	完了	
当社 本社	東京都 千代田区	オフィス 改修	50,000	—	自己資金及 び増資資金	2022年4月	2022年6月	(注) 2.

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 完成後の増加能力については、計数的把握が困難であるため、記載を省略しております。

3. 当社グループは、デジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

②【発行済株式】

種類	発行数（株）	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	995,000	非上場	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
計	995,000	—	—

(注) 2020年6月30日開催の定時株主総会で単元株制度導入に伴う定款変更を行い、2020年6月30日付で1単元の株式数を100株とする単元株制度を導入しております。

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

決議年月日	2020年3月13日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 3 当社従業員 71 子会社従業員 10（注）5.
新株予約権の数（個）※	38,500 [33,400]（注）1.
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 38,500 [33,400]（注）1.
新株予約権の行使時の払込金額（円）※	360（注）2.
新株予約権の行使期間 ※	自 2022年3月14日 至 2030年2月26日
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 360 資本組入額 180
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3.
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4.

※ 最近事業年度の末日（2020年3月31日）における内容を記載しております。最近事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年2月28日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については最近事業年度の末日における内容から変更はありません。

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、最近事業年度の末日現在は1株、提出日の末日現在は1株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、以下の算式により目的となる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で

行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、新株予約権の割当日後、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行う場合またはその他やむを得ない事由が生じた場合には、新株予約権の目的である株式の数は、合理的な範囲で調整される。

2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割（株式無償割当を含む。）又は株式併合を行う場合、以下の算式により行使価格を調整するが、1円未満の端数が生じた場合においては当該1円未満の数値の切上げ等調整は原則として行わない。ただし、当社取締役会決議により当該調整を行うべき正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が行使価額を下回る払込金額で募集株式の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく株式の発行・処分を除く）は、以下の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価格} + \text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には「新規発行」を「自己株式の処分」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」と読み替える。さらに、上記のほか、当社が吸収合併、新設合併、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転を行なう場合又はその他やむを得ない事由が生じた場合には、行使価額は、合理的な範囲で調整される。

3. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者が死亡した場合、その相続人による新株予約権の権利行使は認めない。
- (3) 当社の普通株式が、日本におけるいずれかの金融商品取引所に上場する日まで権利行使することができない。
- (4) 新株予約権の行使に係る行使価額の年間（1月1日から12月31日まで）の合計額が1,200万円を超えて権利行使することはできない。
- (5) 新株予約権の行使に際し、次の区分に従って行わなければならない。
 - ① 当社の普通株式が金融商品取引所に上場された日（以下「上場日」という。）後1年を経過する日（応当日）までは、新株予約権者に割当てられた新株予約権の個数の25%に相当する数（当該割合により算出された上限個数につき小数点以下の端数が生じる場合は、当該端数を整数単位に切捨てた数とする。以下同じ。）を上限として、権利行使を行う。
 - ② 上場日後1年を経過した日から2年を経過する日（応当日）までは、前項と同様、新株予約権の個数の25%に相当する数を上限として、権利行使を行う。
 - ③ 上場日後2年を経過した日から3年を経過する日（応当日）までは、新株予約権の個数の50%に相当する数を上限として、権利行使を行う。
 - ④ 上場日後3年を経過した日からは、本新株予約権の行使につき行使可能個数の上限は設けない。
- (6) 新株予約権のうち1個を分割して行使することができない。

4. 組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項

当社が合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付する。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行する。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交

付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限る。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

組織再編行為の効力発生の時点において残存する募集新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ、上記(注)1. に準じて決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案のうえ、新株予約権の行使時の払込金額を調整して得られる再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

新株予約権を行使することができる期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使の条件

上記(注)3. に準じて決定する。

(7) 増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げる。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記資本金等増加限度額から上記の定めに従い増加する資本金の額を減じた額とする。

(8) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の承認を要する。

(9) 新株予約権の取得事由

① 新株予約権者が権利行使をする前に、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案又は当社が完全子会社となる株式交換契約承認もしくは株式移転計画承認の議案につき株主総会で承認された場合(株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議により承認された場合)は、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

② 新株予約権者が権利行使をする前に、前項に定める新株予約権の行使の条件の規定に該当しなくなった場合、または新株予約権者が保有する新株予約権を放棄しもしくは新株予約権に係る権利行使請求権を喪失した場合には、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

5. 付与対象者の退任及び退職による権利の喪失により、本書提出日現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役2名、当社従業員63名、子会社従業員10名となっております。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数 増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千 円)	資本準備金 残高 (千 円)
2018年3月30日 (注) 1.	500	9,950	9,000	64,800	9,000	15,300
2020年1月14日 (注) 2.	985,050	995,000	—	64,800	—	15,300

(注) 1. 有償第三者割当 500株
 発行価格 36,000円
 資本組入額 18,000円
 割当先 大内 慎 (当社代表取締役)、高柳 剛宏 (当社取締役)、森田 房雄 (当社監査役)

2. 株式分割 (1:100) によるものであります。

(4) 【所有者別状況】

2021年2月28日現在

区分	株式の状況 (1単元の株式数100株)								単元未満 株式の状況 (株)
	政府及び地方 公共団体	金融機関	金融商品取 引業者	その他の法 人	外国法人等		個人その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 (人)	—	—	—	2	—	—	11	13	—
所有株式数 (単元)	—	—	—	3,920	—	—	6,030	9,950	—
所有株式数の 割合 (%)	—	—	—	39.40	—	—	60.60	100	—

(5) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年2月28日現在

区分	株式数 (株)	議決権の数 (個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式 (自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式 (その他)	—	—	—
完全議決権株式 (自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式 (その他)	普通株式 995,000	9,950	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、1単元の株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	995,000	—	—
総株主の議決権	—	9,950	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (2) 【取締役会決議による取得の状況】
該当事項はありません。
- (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】
該当事項はありません。
- (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】
該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つと位置付けておりますが、現在、成長過程にあると考えており、積極的な事業展開及び経営基盤の強化のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大のための投資等に充当し、なお一層の事業拡大を目指すことが株主に対する最大の利益還元につながるかと考えております。

このことから創業以来配当は実施しておらず、今後においても当面の間は、将来の事業展開のための投資、事業拡大のための必要運転資金として内部留保の充実を図る方針であります。将来的には、各事業年度の財政状態及び経営状態を勘案しながら株主への利益還元を検討していく方針ですが、現時点において配当実施の可能性及びその実施時期等については未定であります。また、内部留保資金につきましては、財務体質の強化と事業拡大のため投資等の財源として利用していく予定であります。

剰余金の配当を実施する場合、株主総会を決定機関として年1回の期末配当を実施することを基本方針としております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当を取締役会の決議によって行うことができる旨を定款に定めております。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、コーポレート・ガバナンスの強化と充実が経営の重要課題と認識しております。その実現のため、経営の健全性、透明性を高め、効率化を図り、透明・公正かつ迅速・果敢な意思決定のための仕組みを構築するとともに、株主・顧客をはじめ、取引先、従業員等のすべてのステークホルダーと良好な信頼関係を築くことを基本的な方針とすることにより、コーポレート・ガバナンス体制の構築を行ってまいります。

② 企業統治の体制

イ. 企業統治の体制の概要

a. 取締役会・取締役

当社の取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成され、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。社外取締役を選任することによる、より広い視野に基づいた価値創造及び経営意思決定と社外からの経営監視を可能とする経営体制を推進しております。取締役会は、原則第2週の金曜日、営業日数による月次決算報告のタイミング等によっては第3週の金曜日に月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、機動的な意思決定を行える体制としております。取締役会では、法令・定款に定められた事項の他、経営に関する重要事項を決定するとともに取締役間で相互に業務執行の状況を監督しております。

また、取締役会には、すべての監査役が出席し、取締役の業務執行の状況を監視できる体制となっております。

b. 監査役会・監査役

当社の監査役会は、社外監査役3名で構成され、取締役の業務執行を厳正に監査するとともに、当社の会計監査及び業務監査の実施を行っております。社外監査役は、経営経験を有し、かつ、十分な監査役経験を有する2名と弁護士の1名であり、知見を活かして独立・中立の立場から客観的な意見を述べております。監査役会は取締役会の日程に合わせて、原則第2週の金曜日、場合によっては第3週の金曜日に毎月1回開催する他、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、法令・定款及び当社規程に基づき取締役会の意思決定の適法性について意見交換されるほか、常勤監査役からの取締役等の業務執行状況の報告を行い、監査役会としての意見を協議・決定しております。

監査役は、株主総会や取締役会への出席や、取締役・執行役員・使用人・会計監査人からの報告收受など法律上の権利行使のほか、常勤監査役は、重要な経営会議への出席や内部監査への立会いなど実効性のあるモニタリング活動に取り組んでおります。

また、内部監査担当及び会計監査人と定期的に会合を開催することにより、監査に必要な情報の共有化を図っております。

c. 経営会議

当社の経営会議は、取締役（社外取締役を除く）、常勤監査役で構成され、原則第1週の水曜日に毎月1回開催しております。経営会議では、経営計画、組織体制、営業状況等を報告し、また重要案件に関して協議を行っております。

d. 内部監査

当社では、内部監査の担当部署をコーポレートとし、内部監査責任者は、自己監査にならないよう、コーポレート担当取締役、セールス&マーケティング担当取締役の2名としております。内部監査業務については、外部の株式会社アイコーポレート（東京都東村山市富士見町二丁目12番12号、宮城理）にアウトソーシングしており、原則として内部監査責任者から指名を受けた外部の監査担当者1名が当社の業務執行状況等を監査しております。なお、子会社のDIMAGE SHARE VIETNAM CO., LTD.の内部監査については、内部監査責任者であるコーポレート担当取締役が業務執行状況等を監査しております。

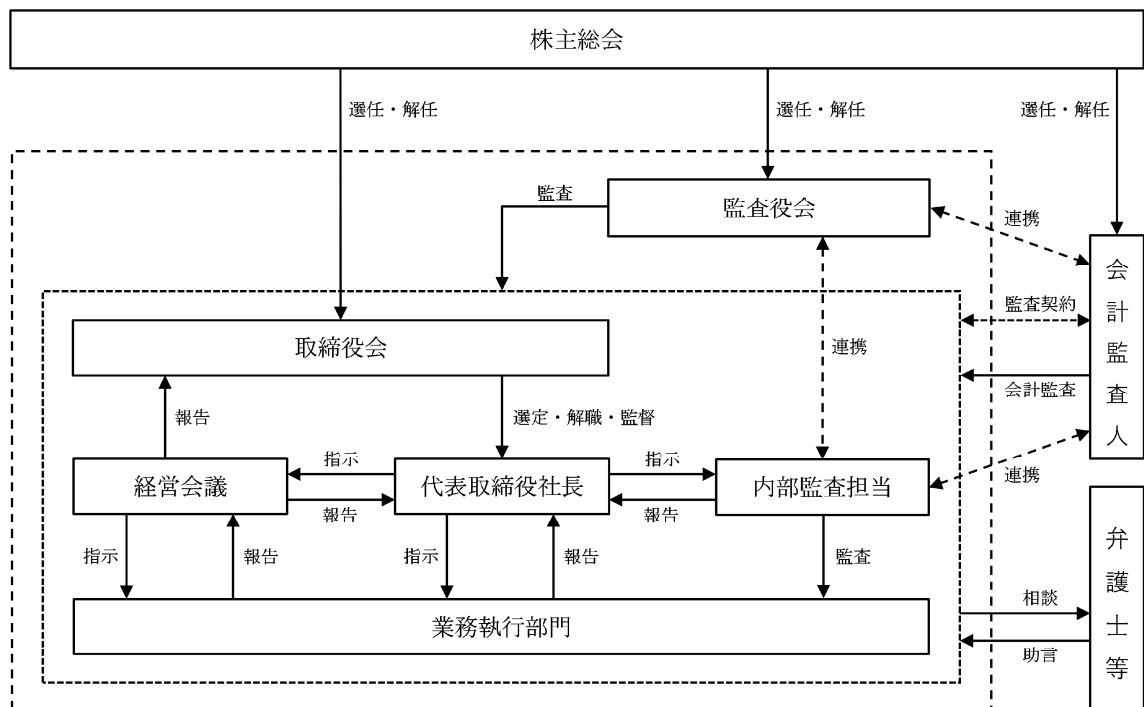
コーポレート以外の監査の結果につきましては、内部監査責任者より代表取締役社長に報告しておりますが、コーポレートの監査につきましては、監査の客観性・適正性を確保する観点から、セールス&マーケティング担当取締役が内部監査責任者となり、代表取締役社長に報告しております。

e. 会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結しております。なお、同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には特別な利害関係はありません。

ロ. コーポレート・ガバナンス体制図

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は以下のとおりであります。



ハ. 当該体制を採用する理由

当社グループは、事業に精通した業務執行取締役及び豊富な経験と高い識見を有する社外取締役から構成される取締役会が経営の基本方針や重要な業務執行を自ら決定し、強い法的権限を有する監査役が独立した立場から取締役の職務執行を監査する体制が、経営の効率性と健全性を確保することに有効であると判断し、監査役会制度を採用しております。

ニ. 内部統制システムの整備の状況

当社グループは、経営の透明化の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な経営課題と位置付けております。当社は、会社法第362条第4項第6号及び会社法施行規則第100条に基づき、取締役会決議により、以下のとおり内部統制システムの構築に関する基本方針を定め、業務の適正性を確保するための体制の整備・運用をしております。

- a. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - i. 法令、定款及び社会規範を遵守するための行動規範として、次の内容を含む「コンプライアンス規程」を制定する。
 - ・当社及びその関係会社が、事業活動を展開するにあたり、遵守すべき基本的な事項を定め、コンプライアンス体制の確立と企業倫理の実践に努めるものとする。
 - ・本規程に反する事態が発生した場合は、経営者自ら問題解決にあたるものとし、同時に必要に応じて弁護士や有識者の参加を得て、倫理委員会を設けてこれを招集のうえ、公正・妥当な調査を行い、法令に準拠して厳正に対処する。
 - ii. コンプライアンスに関する教育を適宜実施し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。
 - iii. 内部通報制度の利用を促進し、当社における定款及び社内規程違反、法令違反またはその恐れのある事実の早期発見に努める。
- b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - i. 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び次の内容を含む「文書管理規程」に基づき、適切に保存及び管理を行う。
 - ・当社の文書の作成、保管及び保存等の取扱いについて定め、文書処理の効率化を図るものとする。

- ・保存を要する文書の適正なる管理を行うため、文書保存責任者を置くものとし、保存を要する文書を保有する部門の長が、文書保存責任者となる。
 - ・文書保存責任者は、保存を要する文書について、保存場所の指定または台帳による管理等、適宜の管理方法を必要に応じて決定し、その管理を行う。
 - ii. 取締役及び監査役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとする。
- c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - i. 業務執行部門は、その分掌業務に関して各部門及び子会社のリスクの把握に努め、優先的に対応すべきリスクを選定し、対応方針及び対策を決定したうえで、適切にリスク管理を実施する。
 - ii. 経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、経営会議にて十分な協議を行い、特に重要なものについては取締役会に報告する。
- d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - i. 取締役会は、原則月1回の定時取締役会を開催するほか、機動的に意思決定を行うため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。
 - ii. 取締役及び使用人の業務遂行の円滑化や効率化を図るため、次の内容を含む「取締役会規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」を定め、取締役会において決議すべき事項、各部門の分掌事項、各職位の基本的役割や権限等を明確にする。
 - ・当社の業務遂行の最高決議機関としての取締役会を円滑かつ有効に運用するため、取締役会の開催方法、決議事項、報告事項その他について定める。
 - ・当社の各組織の分掌する業務を明確にし、業務の組織的かつ能率的な遂行を図るものとする。
 - ・当社の業務執行に関する各職位に就く者の責任と権限を明確に定め、業務の組織的かつ効率的な運営を図るものとする。
- e. 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - i. 当社は子会社に対して、次の内容を含む「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督する。
 - ・関係会社が当社に承認を要する事項（増資・減資、予算案・決算案の策定、他）を定める。
 - ・関係会社が当社に報告を要する事項（決算報告、他）を定める。
 - ii. 子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会へ報告する。
 - iii. 内部監査担当は、次の内容を含む「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施する。
 - ・当社及び関係会社における内部監査に関する基本的事項を定め、内部監査の運営を円滑に行うとともに、経営の合理化・効率化及び業務の適正な遂行を図るものとする。
 - ・業務監査においては、会社の業務活動が法令・定款及び諸規程に準拠し、かつ、経営目的達成のため合理的、効果的に運営されているか否かを監査する。
 - ・会計監査においては、会社の取引が正当な証拠書類により事実に基づいて処理され、帳票が法令及び諸規程に従い適正に記録されているか否かを監査する。
- f. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- g. 監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
 - i. 監査役の求めにより監査役補助者として使用人を配置した場合の当該使用人は、その職務に関して監査役の指揮命令のみに服し、取締役等から指揮命令を受けない。
 - ii. 当該使用人の人選、人事異動、人事評価等について、監査役は取締役と協議し、当該補助使用人の独立性についても十分留意する。
- h. 当社並びに子会社の取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制
 - i. 取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて、事業及び内部統制、業務の執行状況等の報告を行い、内部監査担当者は内部監査の結果等を報告する。
 - ii. 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告する。

iii. 監査役に対して報告を行った取締役及び使用人に対して、当該報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いを行わない。

- i. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払い又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査役がその職務の執行について、当社に対し、会社法第388条に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において確認の上、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要なものと証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- j. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- i. 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。
- ii. 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を担保する。
- iii. 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。
- iv. 監査役は、会計監査人及び内部監査担当と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。
- v. 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用負担にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

k. 反社会的勢力排除に向けた基本方針に関する事項

- i. 次の内容を含む「反社会的勢力対策規程」を基本方針として、適切な運用を図る。
- ・反社会的勢力と関係を持たず、取引を含めた一切の関係を遮断する。
 - ・社会的勢力からの不当要求に対し、民事及び刑事の両面から法的対応を行うものとし、当該要求の理由の如何に関わらず、一切応じない。
 - ・相手方が反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には、相手方が反社会的勢力であると判明した時点又は反社会的勢力である疑いが生じた時点で、可能な限り速やかに関係を解消する。
 - ・反社会的勢力に対応する役員及び使用人の安全を確保する。
- ii. 反社会的勢力の排除を推進するためにコーポレートを対応部署とし、反社会的勢力に関する情報を管理・蓄積し、当社体制の整備、研修の実施、外部関係機関との連携等を行い、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を支援する。
- iii. 反社会的勢力による不当要求への対応に当たっては、役員及び使用人の安全を最優先とし、組織的に対応するものとする。

ホ. リスク管理体制の整備の状況

経営上の重大なリスクへの対応方針その他リスク管理の観点から重要な事項については、必要に応じて外部の専門家に照会を行った上で対処するとともに、経営会議にて十分な協議を行い、特に重要なものについては取締役会に報告しております。

ヘ. 子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況

当社は子会社に対して、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の業務執行状況を管理・監督し、子会社の経営上の重要な意思決定については、当社において取締役会へ報告しております。

また、内部監査担当は、「内部監査規程」に基づき、子会社の内部監査を実施しております。

ト. 取締役及び監査役の責任免除

当社と取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）は、会社法第426条1項の規定に基づき、損害賠償責任を法令の限度において、免除することができる旨を定款で定めております。これは、取締役及び監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たさう環境を整備することを目的とするものであります。

チ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限定額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役または監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られております。

③ 取締役の定数

当社の取締役は、3名以上7名以内とする旨を定款に定めております。

④ 取締役及び監査役の選任の決議要件

当社は、取締役及び監査役の選任決議について、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって選任する旨、また、累積投票によらない旨を定款に定めております。

⑤ 中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うことを目的として、会社法第454条第5項の規定により、取締役会の決議によって毎年9月30日を基準日として、中間配当を行うことができる旨を定款に定めております。

⑥ 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める特別決議要件について、議決権を行使することのできる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的としております。

⑦ 自己株式の取得

当社は、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨、定款に定めております。

⑧ 支配株主との取引を行う際における少数株主保護についての方策

当社の代表取締役社長である大内慎は、自身の資産管理会社の持分を含め、当社株式の過半数を有しており支配株主に該当いたします。当社では、支配株主との取引等を新たに行う場合には、少数株主の利益を棄損することがないように、取引理由、必然性、取引条件、公正性等を当社の取締役会で十分に検討した上で、取引等の可否を決定することとしております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率-%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
代表取締役 社長	大内 慎	1971年3月29日生	1991年4月 株式会社日比谷コンピュータシステム入社 1994年3月 株式会社アセットシステム入社 1997年3月 個人事業開業 1999年9月 当社設立 代表取締役社長就任(現任) 2006年12月 株式会社大内事務所 代表取締役就任(現任) 2017年5月 プロバインズ株式会社代表取締役社長就任	(注) 3	655,000 (注) 5
取締役 コーポレート本部長	中野 真孝	1979年11月8日生	2003年4月 日本ソフトウェア株式会社入社 2004年4月 エヌエスケイコンサルティング株式会社転籍 2004年10月 RWDテクノロジーズジャパン株式会社(現GP Strategies Corporation)入社 2010年12月 株式会社アクティブアンドカンパニー入社 2015年3月 アビームコンサルティング株式会社入社 2017年2月 当社取締役就任 コーポレート本部長(現任)	(注) 3	15,000
取締役 セールス&マーケティング本部長	志波 雄一郎	1974年8月3日生	1999年4月 株式会社システムテクノロジー入社 2003年9月 当社入社 2018年3月 当社セールス&マーケティング本部長(現任) 2018年11月 当社執行役員就任 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	2,000
取締役 デジタルソリューション事業部長	松下 豪一郎	1978年3月14日生	2002年6月 有限会社ビッグフィッシュネットワーク入社 2004年10月 株式会社ヒップランドミュージックコーポレーション入社 2010年11月 個人事業開業 2011年4月 当社入社 2012年4月 当社デジタルソリューション事業部長(現任) 2018年11月 当社執行役員就任 2020年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	1,000
取締役	田中 久司	1947年4月24日生	1970年4月 三菱商事株式会社入社 1987年12月 米国三菱商事株式会社(ニューヨーク) 出向 1998年10月 三菱商事株式会社リスクマネジメント部部長代行 2000年1月 株式会社東北新社入社 2001年4月 同社映像本部統括管理部長 2007年3月 同社内部統制委員会事務局長 2011年6月 株式会社フジコー監査役就任 2019年6月 当社取締役就任(現任)	(注) 3	-

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (株)
常勤監査役	阿部 好男	1952年9月26日生	1975年4月 クニミネ工業株式会社入社 1986年4月 同社大阪支店支店長 2000年4月 同社名古屋支店支店長 2013年6月 同社常務取締役就任 営業部長 2015年6月 同社常勤監査役就任 2016年6月 同社常勤監査等委員就任 2018年9月 デイパーク株式会社入社 2019年6月 当社常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	—
監査役	森田 房雄	1932年11月30日生	1956年4月 三菱商事株式会社入社 1966年12月 米国三菱商事株式会社 (ニュー ヨーク) 出向 1981年6月 三菱商事株式会社投資統括室長 1987年6月 同社審査部長 1990年2月 株式会社興人 (現興人フィルム &ケミカルズ株式会社) 出向 専務取締役就任 1995年6月 三和建物株式会社 管財人代理 兼豪州 (パース) Sanwa Vines社 代表取締役社長就任 2000年6月 株式会社グレンモア 管財人兼 代表取締役社長就任 2006年6月 株式会社邦友 取締役会長就任 (現任) 2006年6月 当社常勤監査役就任 2008年8月 升川建設株式会社 取締役会長 就任 (現任) 2010年12月 都築コンクリート工業株式会社 管財人就任 2012年6月 大澤公認会計士事務所 (現大 澤・山崎公認会計士事務所) 顧問就任 2017年4月 公益財団法人林レオロジー記念 財団 理事就任 (現任) 2017年9月 都築コンクリート工業株式会社 取締役就任 2018年5月 株式会社プラントライフシステ ムズ 顧問就任 2019年6月 当社非常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	20,000
監査役	原 大二郎	1978年6月25日生	2006年10月 弁護士登録 弘中総合法律事務 所入所 2009年7月 清水直法律事務所入所 2015年10月 ライジング法律事務所設立 パ ートナー (現任) 2016年12月 株式会社ライトアップ 社外取 締役就任 (現任) 2017年9月 一般社団法人日本ゴルフエデュ ケーション協会 監事就任 (現 任) 2017年12月 株式会社ゼネラル・オイスター 社外取締役 (監査等委員) 就任 (現任) 2019年6月 当社非常勤監査役就任 (現任)	(注) 4	—
計					693,000

(注) 1. 取締役田中 久司は、社外取締役であります。

2. 監査役阿部 好男、森田 房雄及び原 大二郎は、社外監査役であります。

3. 2020年10月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2022年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

4. 2020年10月30日開催の臨時株主総会終結の時から、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。

5. 大内 慎が所有する資産管理会社と合算した株式数であります。
6. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法329条第3項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数 (株)
小山 明広	1968年10月27日生	1991年4月 株式会社大和銀行（現株式会社りそな銀行）入社 2004年9月 税理士法人タクトコンサルティング入社 2004年10月 税理士登録 2010年6月 小山明広税理士事務所設立 代表（現任）	—

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は1名、社外監査役は3名であります。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための独立性に関する基準又は方針として明確に定めたものではありませんが、選任にあたっては、経歴や当社との関係を踏まえて、当社経営陣からの独立した立場で社外役員としての職務を遂行できる十分な独立性が確保できることを前提に判断しております。

社外取締役田中 久司は、海外を含め長年にわたる総合商社における豊富な経験や幅広い見識を有しており、客観的に当社の経営に適切な発言を行っていただけることが期待できることから選任しております。なお、同氏と当社グループの間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役阿部 好男は、長年にわたる上場会社の常務取締役や常勤監査役の経験を通じて培われた豊富な経験と高度な専門知識を有しており、当社のガバナンス機構の充実を図っていただけることが期待できることから選任しております。なお、同氏と当社グループの間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役森田 房雄は、長年にわたる総合商社や事業再生における管財人としての豊富な経験や幅広い見識を有しており、その知識経験に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただけることが期待できることから選任しております。なお、同氏は当社株式を20,000株所有しておりますが、これ以外の人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

社外監査役原 大二郎は、弁護士の資格を有しており、法律専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、議案審議等に適宜助言又は提言をいただけることが期待できることから選任しております。なお、同氏と当社グループの間に、人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

当社では、社外取締役と社外監査役による監督又は監査、監査役による監査と内部監査責任者、内部監査担当及び会計監査人による監査は、連携関係を構築することでより高度な企業統治を実現できるものと考えております。

社外取締役は、取締役会において情報を収集し助言を行うことで取締役の職務執行の監督機能を果たすとともに、監査役との対話を通じてコーポレート・ガバナンス機能の維持・強化を果たしております。

監査役会は、監査の有効性と効率性の向上を図るため、会計監査人より監査計画、監査遂行状況及びその結果等について適宜に報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

監査役会と内部監査が有機的に連携するよう、内部監査の実施の都度、内部監査責任者及び内部監査担当は、監査結果等について監査役会に報告し、情報及び意見の交換を行っております。

監査役会と内部監査責任者及び内部監査担当は、四半期毎に会計監査人より決算に係る監査内容の報告を受け、情報及び意見の交換を行っております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

当社の監査役会は、監査役3名で構成され、うち1名の常勤監査役を選任しております。監査役は取締役会等重要な会議に出席し、取締役会における意思決定の過程を監査するほか、重要書類の閲覧、内部監査責任者及び内部監査担当や各使用人に対するヒアリング等を通じ、業務監査及び会計監査を行っております。

監査役は監査役会で情報を共有し、また、内部監査責任者及び内部監査担当や会計監査人と適宜意見交換や情報共有を行うほか、三者間ミーティングを行う等連携を図り、監査機能の向上を図っております。

最近事業年度において監査役会を月1回開催しており、個々の監査役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
阿部 好男	10回	10回
森田 房雄	10回	10回
原 大二郎	10回	9回

監査役会における主な検討事項として、監査方針及び監査計画の策定、内部監査の実施状況、内部統制システムの整備・運用状況、会計監査人監査の妥当性等について検討を実施しております。

また、常勤監査役は、取締役からの報告・説明等の聴取、経営会議への出席、稟議書等の重要な文書の閲覧等により会社の状況を把握し、経営の健全性を監査するとともに、非常勤監査役への情報共有を行うことで監査機能の充実を図っております。

② 内部監査の状況

当社は、内部監査を有効に機能させることが、当社の業務の適法性及び適正性を確保していくうえで重要であると認識しており、内部監査担当者は、業務の理解並びに内部監査に関する専門的な知識及び経験のみならず、独立性が問われるものと考えております。しかしながら、現時点では当社にそれらの条件を満たす者がいないことから、暫定的な対応として、内部監査をコーポレートの分掌業務とし、内部監査責任者は、自己監査にならないよう、コーポレート担当取締役、セールス&マーケティング担当取締役の2名としており、内部監査担当を当社と利害関係のない外部へアウトソーシングしております。

内部監査責任者は内部監査計画を策定し、内部監査担当は内部監査計画及び「内部監査規程」に基づき、各部門及び各関係会社に対し、内部監査を実施しております。内部監査の結果については、代表取締役社長に報告するとともに、改善指示とその改善状況について調査することにより、内部監査の実効性を確保しております。

このほか、内部監査責任者、内部監査担当、監査役及び会計監査人は定期的に意見交換を行い、連携を図っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

有限責任監査法人トーマツ

b. 継続監査期間

2年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 小松 聡
指定有限責任社員 業務執行社員 山崎 光隆

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士4名、その他5名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

当社は、当社の会計監査人に必要とされる専門性、独立性、品質管理体制、監査実施体制、監査報酬の妥当性を有していることに加え、当社グループの事業への理解度等を総合的に勘案の上、選定しております。

有限責任監査法人トーマツは、上記選定方針に基づき適任であると判断して選任いたしました。

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の会議の目的とすることといたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任理由を報告いたします。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

当社の監査役会は、会計監査人に対して毎期評価を行っております。監査役会は、有限責任監査法人トーマツと緊密なコミュニケーションをとっており、適時かつ適切に意見交換や監査状況を把握しております。その結果、会計監査人の職務執行に問題はないと評価しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	最近連結会計年度の前連結会計年度		最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
提出会社	7,500	—	12,500	—
連結子会社	—	—	—	—
計	7,500	—	12,500	—

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク（Deloitte）に属する組織に対する報酬（a.を除く）
該当事項はありません。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容
（最近連結会計年度の前連結会計年度）
該当事項はありません。

（最近連結会計年度）
該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、当社の事業規模及び事業内容、監査工数等を総合的に勘案したうえで決定しております。監査報酬の額については、監査役会の同意を得ております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査役会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模や事業内容等を勘案し、適切であると判断したためであります。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社役員の報酬は、固定報酬により構成されており、業績連動報酬の定めはありません。

取締役の報酬は、役位や職責等に基づいた基本報酬（固定報酬）を定め、求められる役割や成果の遂行状況を総合的に勘案して評価し、報酬額を算定しております。また、監査役の報酬は、その職務の独立性という観点から、業績に左右されない基本報酬（固定報酬）のみとしております。

当社の役員の報酬又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有するものは、取締役の報酬については取締役会であります。取締役会から委任を受けた代表取締役社長が算定方法の決定に関する方針に基づき、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、求められる役割や成果の遂行状況を総合的に勘案して評価し、各取締役の報酬額を決定しております。また、監査役の報酬については、株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で、常勤、非常勤の別、業務分担の状況等を勘案して、監査役の協議により決定しております。

取締役の報酬限度額は、2009年9月25日開催の臨時株主総会において、年額80,000千円以内と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、2006年3月24日開催の臨時株主総会において年額10,000千円以内と決議いただいております。

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く)	52,450	52,450	—	—	3
社外取締役	900	900	—	—	1
社外監査役	6,000	6,000	—	—	3

③ 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

④ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動または株式に係る配当によって利益を受けることを目的として保有する株式を純投資目的である投資株式、それ以外の株式を純投資目的以外の目的である投資株式（政策保有株式）に区分しております。

② 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a. 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

当社グループは、当該会社と当社グループとの事業上の関係性及び投資コスト等を総合的に勘案し、当該会社との良好な協業関係の構築、維持及び強化を図る観点から合理的な必要性が認められる場合に限り、他社株式を保有いたします。株式保有後は、上記観点に基づき精査を行った上で取締役会において検証し、検証の結果、その保有の意義が希薄であると判断した場合は、当該株式の保有の縮減及び売却を行います。

b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

該当事項はありません。

c. 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

③ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び四半期連結財務諸表並びに財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号）に基づいて作成しております。
- (2) 当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。
- (3) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

- (1) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前連結会計年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）及び当連結会計年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の連結財務諸表並びに前事業年度（2018年4月1日から2019年3月31日まで）及び当事業年度（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。
- (2) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表について、有限責任監査法人トーマツによる四半期レビューを受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容及び変更等について、当社への影響を適正に把握するため、専門的情報を有する団体等が主催する研修に参加し、財務諸表等の適正性の確保に取り組んでおります。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	285,001	287,061
売掛金	160,171	150,681
仕掛品	20,938	※ ₁ 32,745
その他	14,730	19,402
貸倒引当金	△290	△186
流動資産合計	480,552	489,702
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備（純額）	※ ₂ 5,522	※ ₂ 7,375
その他（純額）	※ ₂ 536	※ ₂ 258
有形固定資産合計	6,059	7,634
無形固定資産		
のれん	10,496	3,087
その他	115	607
無形固定資産合計	10,611	3,695
投資その他の資産		
差入保証金	29,235	30,214
繰延税金資産	12,675	14,040
その他	11,639	12,371
投資その他の資産合計	53,549	56,625
固定資産合計	70,220	67,954
資産合計	550,773	557,657

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	46,589	66,861
短期借入金	80,000	80,000
1年内返済予定の長期借入金	33,592	14,344
未払金	67,638	68,609
未払法人税等	15,707	13,607
未払消費税等	28,693	20,567
受注損失引当金	—	2,762
その他	10,051	8,287
流動負債合計	282,272	275,038
固定負債		
長期借入金	134,751	120,407
資産除去債務	7,477	7,550
固定負債合計	142,228	127,957
負債合計	424,501	402,995
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,800	64,800
資本剰余金	15,300	15,300
利益剰余金	46,134	74,402
株主資本合計	126,234	154,502
その他の包括利益累計額		
為替換算調整勘定	38	159
その他の包括利益累計額合計	38	159
純資産合計	126,272	154,662
負債純資産合計	550,773	557,657

【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

資産の部	
流動資産	
現金及び預金	429,579
売掛金	188,646
仕掛品	22,207
未収還付法人税等	1,453
その他	14,874
貸倒引当金	△139
流動資産合計	656,622
固定資産	
有形固定資産	3,641
無形固定資産	
その他	451
無形固定資産合計	451
投資その他の資産	
差入保証金	29,814
繰延税金資産	9,356
その他	3,938
投資その他の資産合計	43,109
固定資産合計	47,202
資産合計	703,825
負債の部	
流動負債	
買掛金	62,362
短期借入金	80,000
1年内返済予定の長期借入金	33,338
未払金	30,914
未払消費税等	44,104
その他	12,670
流動負債合計	263,389
固定負債	
長期借入金	179,041
資産除去債務	7,605
固定負債合計	186,646
負債合計	450,035

(単位：千円)

当第3四半期連結会計期間
(2020年12月31日)

純資産の部	
株主資本	
資本金	64,800
資本剰余金	15,300
利益剰余金	173,289
株主資本合計	253,389
その他の包括利益累計額	
為替換算調整勘定	399
その他の包括利益累計額合計	399
純資産合計	253,789
負債純資産合計	703,825

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1,320,431	1,500,082
売上原価	861,331	※ ₁ 1,036,467
売上総利益	459,100	463,615
販売費及び一般管理費	※ ₂ , ※ ₃ 336,244	※ ₂ , ※ ₃ 412,791
営業利益	122,855	50,824
営業外収益		
受取利息	48	30
受取配当金	2	0
受取事務手数料	2,000	178
受取保険金	620	700
貸倒引当金戻入額	4,537	—
その他	1,266	115
営業外収益合計	8,474	1,023
営業外費用		
支払利息	2,343	2,061
支払保証料	1,136	638
為替差損	128	708
その他	133	—
営業外費用合計	3,741	3,408
経常利益	127,588	48,439
税金等調整前当期純利益	127,588	48,439
法人税、住民税及び事業税	15,044	21,536
法人税等調整額	△12,675	△1,365
法人税等合計	2,369	20,170
当期純利益	125,219	28,268
親会社株主に帰属する当期純利益	125,219	28,268

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
当期純利益	125,219	28,268
その他の包括利益		
為替換算調整勘定	△68	121
その他の包括利益合計	※ △68	※ 121
包括利益	125,150	28,389
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	125,150	28,389
非支配株主に係る包括利益	—	—

【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
売上高	1,293,626
売上原価	884,397
売上総利益	409,228
販売費及び一般管理費	296,990
営業利益	112,237
営業外収益	
受取利息	326
助成金収入	2,070
その他	0
営業外収益合計	2,397
営業外費用	
支払利息	3,539
為替差損	1,188
その他	473
営業外費用合計	5,201
経常利益	109,433
税金等調整前四半期純利益	109,433
法人税、住民税及び事業税	5,862
法人税等調整額	4,683
法人税等合計	10,546
四半期純利益	98,886
親会社株主に帰属する四半期純利益	98,886

【四半期連結包括利益計算書】

【第3四半期連結累計期間】

(単位：千円)

		当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
四半期純利益		98,886
その他の包括利益		
為替換算調整勘定		240
その他の包括利益合計		240
四半期包括利益		99,127
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益		99,127
非支配株主に係る四半期包括利益		—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	64,800	15,300	△79,085	1,014
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			125,219	125,219
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	125,219	125,219
当期末残高	64,800	15,300	46,134	126,234

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	106	106	1,121
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			125,219
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△68	△68	△68
当期変動額合計	△68	△68	125,150
当期末残高	38	38	126,272

	株主資本			
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計
当期首残高	64,800	15,300	46,134	126,234
当期変動額				
親会社株主に帰属する当期純利益			28,268	28,268
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計	—	—	28,268	28,268
当期末残高	64,800	15,300	74,402	154,502

	その他の包括利益累計額		純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
当期首残高	38	38	126,272
当期変動額			
親会社株主に帰属する当期純利益			28,268
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	121	121	121
当期変動額合計	121	121	28,389
当期末残高	159	159	154,662

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	127,588	48,439
減価償却費	2,066	3,936
のれん償却額	7,409	7,409
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△4,352	△103
受注損失引当金の増減額 (△は減少)	—	2,762
受取利息及び受取配当金	△50	△30
支払利息	2,343	2,061
売上債権の増減額 (△は増加)	△19,124	9,490
たな卸資産の増減額 (△は増加)	△12,629	△11,872
仕入債務の増減額 (△は減少)	△16,266	20,273
未払金の増減額 (△は減少)	24,852	420
未払消費税等の増減額 (△は減少)	19,719	△8,126
その他	1,892	△6,313
小計	133,449	68,347
利息及び配当金の受取額	50	30
利息の支払額	△2,352	△2,079
法人税等の支払額	△350	△23,464
営業活動によるキャッシュ・フロー	130,797	42,834
投資活動によるキャッシュ・フロー		
有形固定資産の取得による支出	—	△4,769
無形固定資産の取得による支出	—	△602
差入保証金の差入による支出	—	△1,523
差入保証金の回収による収入	—	160
保険積立金の積立による支出	△2,400	△1,000
その他	100	370
投資活動によるキャッシュ・フロー	△2,300	△7,364
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	80,000	—
長期借入金の返済による支出	△99,458	△33,592
財務活動によるキャッシュ・フロー	△19,458	△33,592
現金及び現金同等物に係る換算差額	20	181
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	109,060	2,059
現金及び現金同等物の期首残高	175,941	285,001
現金及び現金同等物の期末残高	※ 285,001	※ 287,061

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数2社

連結子会社の名称

プロバインズ㈱

DIMAGE SHARE VIETNAM CO., LTD.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、当社及び国内子会社は、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 8～15年

ロ 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間(3年)にわたり均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償却期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

工事完成基準を適用しております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

(1) 連結子会社の数2社

連結子会社の名称

プロバインズ㈱

DIMAGE SHARE VIETNAM CO., LTD.

2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

3. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を採用しております。ただし、当社及び国内子会社は、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 8～15年

ロ 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当連結会計年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、為替差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは、その効果の発現する期間（3年）にわたり均等償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動については僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償却期限の到来する短期投資からなっております。

(7) 受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

工事完成基準を適用しております。

(8) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(未適用の会計基準等)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2018年3月30日 企業会計基準委員会)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

- ・「収益認識に関する会計基準」
(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」
(企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

- ステップ1：顧客との契約を識別する。
- ステップ2：契約における履行義務を識別する。
- ステップ3：取引価格を算定する。
- ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。
- ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

2. 適用予定日

2022年3月期の期首より適用予定であります。

3. 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」
(企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

当年度の財務諸表に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌年度の財務諸表に重要な影響を及ぼすリスクがある項目における会計上の見積りの内容について、財務諸表利用者の理解に資する情報を開示することを目的とするものです。

2. 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」
(企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)

1. 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るに際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解(注1-2)の定めを引き継ぐこととされております。

2. 適用予定日

2021年3月期の年度末から適用します。

(追加情報)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を要因とする当社グループの事業に関する需要動向への影響の度合いは未だ不透明な部分がありますが、その影響は限定的であるとの仮定に基づき繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(連結貸借対照表関係)

※1 損失が見込まれる受注制作ソフトウェア開発に係るたな卸資産と受注損失引当金は、相殺せずに両建て
で表示しております。損失の発生が見込まれる請負契約に係るたな卸資産のうち、受注損失引当金に対応
する額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
仕掛品	—	8,953千円

※2 有形固定資産の減価償却累計額

	前連結会計年度 (2019年3月31日)	当連結会計年度 (2020年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	34,763千円	38,558千円

(連結損益計算書関係)

※1 売上原価に含まれている受注損失引当金繰入額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	—	2,762千円

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	52,840千円	59,350千円
給料及び手当	118,389	136,666

※3 一般管理費に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	11,518千円	7,730千円

(連結包括利益計算書関係)

※ その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

為替換算調整勘定：

当期発生額	△68千円	121千円
-------	-------	-------

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式	9,950	—	—	9,950
合計	9,950	—	—	9,950
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首株式数(株)	当連結会計年度増加株式数(株)	当連結会計年度減少株式数(株)	当連結会計年度末株式数(株)
発行済株式				
普通株式(注)1.2	9,950	985,050	—	995,000
合計	9,950	985,050	—	995,000
自己株式				
普通株式	—	—	—	—
合計	—	—	—	—

(注)1. 当社は、2020年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。

2. 普通株式の発行済株式総数の増加985,050株は株式分割によるものであります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社(親会社)	ストック・オプションとしての 新株予約権	—	—	—	—	—	—
	合計	—	—	—	—	—	—

(注)ストック・オプションとしての新株予約権は、権利行使期間の初日が到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
現金及び預金勘定	285,001千円	287,061千円
現金及び現金同等物	285,001	287,061

(リース取引関係)

前連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
1年内	2,425
1年超	1,365
合計	3,791

当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

(借主側)

1. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位：千円)

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
1年内	1,041
1年超	347
合計	1,388

(金融商品関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資は安全性の高い金融資産で運用しており、運転資金については事業計画に照らして、必要な資金(主に金融機関からの借入)を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに、差入保証金は差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に事業計画に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権については主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、適時に資金計画を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	285,001	285,001	—
(2) 売掛金	160,171		
貸倒引当金(*)	△290		
	159,881	159,881	—
(3) 差入保証金	29,235	29,342	107
資産計	474,118	474,225	107
(1) 買掛金	46,589	46,589	—
(2) 短期借入金	80,000	80,000	—
(3) 未払金	67,638	67,638	—
(4) 未払法人税等	15,707	15,707	—
(5) 未払消費税等	28,693	28,693	—
(6) 長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	168,343	168,343	—
負債計	406,972	406,972	—

(*) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを返還見込み日までの期間及び無リスクの利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	285,001	—	—	—
売掛金	160,171	—	—	—
合計	445,173	—	—	—

差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

3. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	80,000	—	—	—	—	—
長期借入金	33,592	14,344	12,924	12,834	8,004	86,645
合計	113,592	14,344	12,924	12,834	8,004	86,645

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余資は安全性の高い金融資産で運用しており、運転資金については事業計画に照らして、必要な資金（主に金融機関からの借入）を調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は顧客の信用リスクに、差入保証金は差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。

借入金は、主に事業計画に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、営業債権については主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

②資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、適時に資金計画を作成・更新すること等により、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	287,061	287,061	—
(2) 売掛金	150,681		
貸倒引当金(*)	△186		
	150,494	150,494	—
(3) 差入保証金	30,214	30,259	45
資産計	467,769	467,814	45
(1) 買掛金	66,861	66,861	—
(2) 短期借入金	80,000	80,000	—
(3) 未払金	68,609	68,609	—
(4) 未払法人税等	13,607	13,607	—
(5) 未払消費税等	20,567	20,567	—
(6) 長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)	134,751	134,751	—
負債計	384,395	384,395	—

(*) 売掛金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(3) 差入保証金

将来キャッシュ・フローを返還見込み日までの期間及び無リスクの利率で割り引いた現在価値により算出しております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払金、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっております。

(6) 長期借入金 (1年以内返済予定のものを含む)

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。長期借入金のうち、変動金利によるものは短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	287,061	—	—	—
売掛金	150,681	—	—	—
合計	437,742	—	—	—

差入保証金については、返還期日を明確に把握できないため、償還予定額を記載しておりません。

3. 短期借入金及び長期借入金の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	80,000	—	—	—	—	—
長期借入金	14,344	12,924	12,834	8,004	58,004	28,641
合計	94,344	12,924	12,834	8,004	58,004	28,641

(ストック・オプション等関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. スtock・オプションに係る費用計上額及び科目名

(単位:千円)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
売上原価の株式報酬費	—
一般管理費の株式報酬費	—

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第4回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名
株式の種類別のストック・オプションの数(注)	普通株式 1.3株
付与日	2009年6月30日
権利確定条件	付与日(2009年6月30日)以降、権利確定日(2012年3月31日)まで継続して勤務していること。
対象勤務期間	自2009年6月30日 至2012年3月31日
権利行使期間	自2012年4月1日 至2019年6月28日

(注) 株式数に換算して記載しております。なお、2020年1月14日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2019年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第4回新株予約権
権利確定前 (株)	
前連結会計年度末	1.3
付与	—
失効	—
権利確定	—
未確定残	1.3
権利確定後 (株)	
前連結会計年度末	1.3
権利確定	—
権利行使	—
失効	—
未行使残	1.3

(注) 2020年1月14日付株式分割(普通株式1株につき100株の割合)による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

		第4回新株予約権
権利行使価格	(円)	170
行使時平均株価	(円)	—
付与日における公正な評価単価	(円)	—

(注) 権利行使価格については、2020年1月14日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- | | |
|---|-----|
| (1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 | 一千円 |
| (2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 | 一千円 |

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

（単位：千円）

	当連結会計年度 （自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）
売上原価の株式報酬費	—
一般管理費の株式報酬費	—

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社従業員 2名	当社取締役 3名 当社従業員 71名 子会社従業員 10名
株式の種類別のストック・オプションの数（注）	普通株式 1.3株	普通株式 38,500株
付与日	2009年6月30日	2020年3月19日
権利確定条件	付与日（2009年6月30日）以降、権利確定日（2012年3月31日）まで継続して勤務していること。	新株予約権の割当を受けたもの（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役、従業員または顧問、社外協力者その他これに準ずる地位を有していなければならない。ただし、当社取締役会決議により正当な理由があると認められた場合は、この限りではない。
対象勤務期間	自2009年6月30日 至2012年3月31日	定めておりません。
権利行使期間	自2012年4月1日 至2019年6月28日	自2022年3月14日 至2030年2月26日

（注）株式数に換算して記載しております。なお、第4回新株予約権の株式数については、2020年1月14日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年3月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利確定前 (株)		
前連結会計年度末	1.3	—
付与	—	38,500
失効	1.3	—
権利確定	—	—
未確定残	—	38,500
権利確定後 (株)		
前連結会計年度末	1.3	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	1.3	—
未行使残	—	—

(注) 第4回新株予約権の株式数については、2020年1月14日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算して記載しております。

② 単価情報

	第4回新株予約権	第5回新株予約権
権利行使価格 (円)	170	360
行使時平均株価 (円)	—	—
付与日における公正な評価単価 (円)	—	—

(注) 第4回新株予約権の権利行使価格については、2020年1月14日付株式分割（普通株式1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算して記載しております。

3. ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプション付与日時点において、当社株式は未公開株式であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。

また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、ディスカウント・キャッシュフロー法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

(1) 当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千元

(2) 当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千元

(税効果会計関係)

前連結会計年度(2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	36,659千円
未払決算賞与	4,848
資産除去債務	2,512
その他	19
繰延税金資産合計	44,040
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	△28,546
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,531
評価性引当額小計	△31,078
繰延税金資産合計	12,961
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	△286
繰延税金負債合計	△286
繰延税金資産の純額	12,675

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠 損金(※1)	—	—	—	—	354	36,305	36,659
評価性引当額	—	—	—	—	—	△28,546	△28,546
繰延税金資産	—	—	—	—	354	7,758	(※2)8,113

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金36,659千円(法定実効税率を乗じた額)について、繰延税金資産8,113千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来に課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分を認識したものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	33.6%
(調整)	
評価性引当金の増減額	△34.2
連結上ののれん償却費	2.0
住民税均等割	0.3
その他	0.2
税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.9

当連結会計年度（2020年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金	34,147千円
未払事業税	1,168
未払決算賞与	2,921
受注損失	845
資産除去債務	2,311
その他	17
繰延税金資産合計	41,411
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)1	△24,875
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,329
評価性引当額小計	△27,205
繰延税金資産合計	14,206
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	△166
繰延税金負債合計	△166
繰延税金資産の純額	14,040

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)	合計 (千円)
税務上の繰越欠損金(※1)	-	-	-	323	8,823	25,000	34,147
評価性引当額	-	-	-	-	-	△24,875	△24,875
繰延税金資産	-	-	-	323	8,823	124	(※2)9,271

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金34,147千円（法定実効税率を乗じた額）について、繰延税金資産9,271千円を計上しております。当該税務上の繰越欠損金については、将来に課税所得の見込みにより、回収可能と判断した部分を認識したものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当連結会計年度 (2020年3月31日)
法定実効税率	30.6%
(調整)	
評価性引当金の増減額	△2.3
連結上ののれん償却費	4.7
税率変更による影響	2.8
住民税均等割	0.8
交際費	0.4
子会社税率差異	4.4
その他	0.3
税効果会計適用後の法人税等の負担率	41.6

(資産除去債務関係)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は当該使用見込期間に応じて算定し、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
期首残高	7,405千円
時の経過による調整額	72
期末残高	7,477

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

イ 当該資産除去債務の概要

本社用建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

ロ 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から10年と見積り、割引率は当該使用見込期間に応じて算定し、資産除去債務の金額を計算しております。

ハ 当該資産除去債務の総額の増減

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
期首残高	7,477千円
時の経過による調整額	72
期末残高	7,550

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

当社グループは、デジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

当社グループは、デジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【関連情報】

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ヤマトシステム開発株式会社	423,800

※単一セグメントのため、関連するセグメント名は省略しております。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

(単位：千円)

日本	ベトナム	合計
5,089	2,544	7,634

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高
ヤマトシステム開発株式会社	374,822
株式会社ISTソフトウェア	207,315

※単一セグメントのため、関連するセグメント名は省略しております。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

当社グループは、デジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

当社グループは、デジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大内慎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 30.5 間接 35.2	債務被保証	借入金に係わる債務被保証 (注) 2.	178,343	—	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長大内慎より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社の役員及び主要株主（個人の場合に限る。）等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員	大内慎	—	—	当社代表取締役社長	(被所有) 直接 30.5 間接 35.4	債務被保証	借入金に係わる被債務保証 (注) 2.	150,081	—	—

(注) 1. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、銀行借入に対して、代表取締役社長大内慎より債務保証を受けております。

なお、保証料の支払いは行っておりません。

(1株当たり情報)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
1株当たり純資産額	126.91円
1株当たり当期純利益	125.85円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2019年12月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、2020年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	125,219
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	125,219
普通株式の期中平均株式数(株)	995,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第4回新株予約権(新株予約権の数1.3個)。 なお、新株予約権の概要は「第4提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

当連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
1株当たり純資産額	155.44円
1株当たり当期純利益	28.41円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であり、期中平均株価が把握できないため、記載しておりません。

2. 当社は、2019年12月13日開催の当社取締役会の決議に基づき、2020年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。当連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	28,268
普通株主に帰属しない金額（千円）	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益（千円）	28,268
普通株式の期中平均株式数（株）	995,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	第5回新株予約権（新株予約権の数38,500個）。 なお、新株予約権の概要は「第5提出会社の状況、(2)新株予約権等の状況 ①ストックオプション制度の内容」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前連結会計年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

連結子会社の吸収合併

当社は、2020年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月1日に連結子会社であるプロバインズ株式会社を吸収合併しております。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

結合当事企業の名称 プロバインズ株式会社

事業の内容 システムマネジメント・コンサルティング

(2) 企業結合日

2020年9月1日

(3) 企業結合の法定形式

当社を存続会社とし、プロバインズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ディマージシェア

(5) その他取引の概要に関する事項

経営資源と組織運営を一体化することで経営基盤をより強固にし、経営の効率化を図るとともに、事業の更なる強化ならびに新たな事業領域への拡大を迅速に実行することを目的として、吸収合併をいたしました。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 2019年1月16日)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日)に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

【注記事項】

(連結の範囲の変更)

第2四半期連結会計期間において、プロバインズ株式会社は、株式会社ディマージシェアを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。

(追加情報)

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大を要因とする当社グループの事業に関する需要動向への影響の度合いは未だ不透明な部分がありますが、その影響は限定的であるとの仮定に基づき繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の収束が遅延し、想定を超える需要への影響が生じた場合には、当社グループの財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第3四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第3四半期連結累計期間に係る減価償却費（のれんを除く無形固定資産に係る償却費を含む。）及びのれんの償却額は、次のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
減価償却費	4,124千円
のれんの償却額	3,087

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

当第3四半期連結累計期間（自2020年4月1日 至2020年12月31日）

当社グループは、デジタルソリューション事業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

(共有支配下の取引)

連結子会社の吸収合併

当社は、2020年5月15日開催の取締役会決議に基づき、2020年9月1日に連結子会社であるプロバインズ株式会社を吸収合併しております。

1. 企業結合の概要

(1) 結合当事企業の名称および事業の内容

結合当事企業の名称	プロバインズ株式会社
事業の内容	システムマネジメント・コンサルティング

(2) 企業結合日

2020年9月1日

(3) 企業結合の法定形式

当社を存続会社とし、プロバインズ株式会社を消滅会社とする吸収合併

(4) 結合後企業の名称

株式会社ディマージシェア

(5) その他取引の概要に関する事項

経営資源と組織運営を一体化することで経営基盤をより強固にし、経営の効率化を図るとともに、事業の更なる強化ならびに新たな事業領域への拡大を迅速に実行することを目的として、吸収合併をいたしました。

2. 会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 2019年1月16日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 2019年1月16日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を実施しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	当第3四半期連結累計期間 (自 2020年4月1日 至 2020年12月31日)
1株当たり四半期純利益	99円38銭
(算定上の基礎)	
親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	98,886
普通株主に帰属しない金額(千円)	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益(千円)	98,886
普通株式の期中平均株式数(株)	995,000
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益の算定に含めなかった潜在株式で、前連結会計年度末から重要な変動があったものの概要	—

(注) 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため、期中平均株価が把握できませんので記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	80,000	80,000	0.89	—
1年以内に返済予定の長期借入金	33,592	14,344	1.00	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	134,751	120,407	0.75	2021年～2028年
合計	248,343	214,751	—	—

(注) 1. 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	12,924	12,834	8,004	58,004

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、資産除去債務明細表の記載を省略しております。

(2) 【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	230,353	186,384
売掛金	127,918	126,371
仕掛品	20,938	32,781
前払費用	11,526	14,911
その他	1,541	3,004
貸倒引当金	△195	△136
流動資産合計	392,083	363,315
固定資産		
有形固定資産		
建物附属設備	36,876	38,006
減価償却累計額	△31,353	△33,175
建物附属設備（純額）	5,522	4,831
工具、器具及び備品	3,946	3,946
減価償却累計額	△3,409	△3,687
工具、器具及び備品（純額）	536	258
有形固定資産合計	6,059	5,089
投資その他の資産		
関係会社株式	35,012	35,012
出資金	10	—
長期前払費用	4,947	4,371
差入保証金	28,459	28,653
繰延税金資産	11,519	11,711
その他	—	7,000
投資その他の資産合計	79,949	86,748
固定資産合計	86,008	91,838
資産合計	478,091	455,154

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	50,042	71,144
短期借入金	※ 80,000	※ 80,000
1年内返済予定の長期借入金	33,592	14,344
未払金	59,799	55,697
未払費用	32	339
未払法人税等	200	200
預り金	7,391	3,927
前受収益	162	2,051
受注損失引当金	—	2,762
その他	21,617	14,622
流動負債合計	252,836	245,089
固定負債		
長期借入金	134,751	120,407
資産除去債務	7,477	7,550
固定負債合計	142,228	127,957
負債合計	395,065	373,046
純資産の部		
株主資本		
資本金	64,800	64,800
資本剰余金		
資本準備金	15,300	15,300
資本剰余金合計	15,300	15,300
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	2,926	2,007
利益剰余金合計	2,926	2,007
株主資本合計	83,026	82,107
純資産合計	83,026	82,107
負債純資産合計	478,091	455,154

②【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
売上高	1,180,526	1,366,062
売上原価	794,869	977,624
売上総利益	385,657	388,437
販売費及び一般管理費	※2 318,829	※2 389,373
営業利益又は営業損失(△)	66,827	△935
営業外収益		
受取利息	4	32
受取配当金	0	0
受取事務手数料	※1 4,800	※1 2,878
貸倒引当金戻入額	4,537	—
その他	1,155	100
営業外収益合計	10,496	3,010
営業外費用		
支払利息	2,343	2,061
支払保証料	1,136	634
その他	156	290
営業外費用合計	3,636	2,986
経常利益又は経常損失(△)	73,687	△910
税引前当期純利益又は税引前当期純損失(△)	73,687	△910
法人税、住民税及び事業税	200	200
法人税等調整額	△11,519	△191
法人税等合計	△11,319	8
当期純利益又は当期純損失(△)	85,006	△919

【製造原価明細書】

		前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)		当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (千円)	構成比 (%)	金額 (千円)	構成比 (%)
I 材料費		—	—	10,000	0.9
II 労務費		290,419	33.1	328,022	30.9
III 経費		128,447	14.7	134,769	12.7
IV 外注費		457,226	52.2	589,824	55.5
当期総製造費用		876,093	100.0	1,062,617	100.0
期首仕掛品たな卸高		4,086		20,938	
合計		880,179		1,083,556	
期末仕掛品たな卸高		20,938		32,781	
他勘定振替高	※	64,371		75,912	
受注損失引当金繰入額		—		2,762	
受注損失引当金戻入額		—		—	
当期製品製造原価		794,869		977,624	

原価計算の方法

原価計算の方法は、個別原価計算による実際原価計算であります。

(注) ※他勘定振替高の内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
販売費及び一般管理費 (千円)	64,371	75,912

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	64,800	15,300	15,300	△82,080	△82,080	△1,980
当期変動額						
当期純利益				85,006	85,006	85,006
当期変動額合計	—	—	—	85,006	85,006	85,006
当期末残高	64,800	15,300	15,300	2,926	2,926	83,026

	純資産合計
当期首残高	△1,980
当期変動額	
当期純利益	85,006
当期変動額合計	85,006
当期末残高	83,026

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	64,800	15,300	15,300	2,926	2,926	83,026
当期変動額						
当期純損失（△）				△919	△919	△919
当期変動額合計	—	—	—	△919	△919	△919
当期末残高	64,800	15,300	15,300	2,007	2,007	82,107

	純資産合計
当期首残高	83,026
当期変動額	
当期純損失（△）	△919
当期変動額合計	△919
当期末残高	82,107

【注記事項】

(重要な会計方針)

前事業年度(自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

5. 受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

工事完成基準を適用しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. たな卸資産の評価基準及び評価方法

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりです。

建物附属設備 8～15年

工具、器具及び備品 4～8年

3. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

5. 受注制作のソフトウェア開発に係る収益及び費用の計上基準

工事完成基準を適用しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(追加情報)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症に関する注記については、連結財務諸表「注記事項（追加情報）」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(貸借対照表関係)

※ 当座貸越

当社においては、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。

(単位：千円)

	前事業年度 (2019年3月31日)	当事業年度 (2020年3月31日)
当座貸越限度額	80,000	80,000
借入実行残高	80,000	80,000
差引額	—	—

(損益計算書関係)

※1 営業外収益には、関係会社からの事務代行等の受取事務手数料が含まれております。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
	2,800千円	2,700千円

※2 販売費に属する費用のおおよその割合は前事業年度9%、当事業年度11%、一般管理費に属する費用のおおよその割合は前事業年度91%、当事業年度89%であります。

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	当事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)
役員報酬	52,840千円	59,350千円
給料及び手当	113,601	124,032
業務委託費	18,717	46,473
減価償却費	835	1,015

(有価証券関係)

前事業年度(2019年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式35,012千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

当事業年度(2020年3月31日)

子会社株式(貸借対照表計上額は子会社株式35,012千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (2019年3月31日)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2019年3月31日)
繰延税金資産	
未払決算賞与	3,692千円
税務上の繰越欠損金	36,659
資産除去債務に対応する資産	2,512
その他	19
繰延税金資産合計	42,884
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△28,546
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,531
評価性引当金額小計	△31,078
繰延税金資産合計	11,805
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する資産	△286
繰延税金負債合計	△286
繰延税金資産の純額	11,519

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	当事業年度 (2019年3月31日)
法定実効税率	33.6%
(調整)	
評価性引当金の増減額	△49.8
住民税均等割	0.3
その他	0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	△15.4

当事業年度（2020年3月31日）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 (2020年3月31日)
繰延税金資産	
未払決算賞与	1,760千円
税務上の繰越欠損金	34,147
資産除去債務に対応する資産	2,311
受注損失	845
その他	17
繰延税金資産小計	39,082
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△24,875
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△2,329
評価性引当金額小計	△27,205
繰延税金資産合計	11,877
繰延税金負債	
資産除去債務	△166
繰延税金負債合計	△166
繰延税金資産（負債）の純額	11,711

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

当事業年度は税引前当期純損失であったため、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳の記載を省略しております。

(重要な後発事象)

前事業年度（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (千円)	当期末残高 (千円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (千円)	当期償却額 (千円)	差引当期末残高 (千円)
有形固定資産							
建物附属設備	36,876	1,130	—	38,006	33,175	1,821	4,831
工具、器具及び備品	3,946	—	—	3,946	3,687	278	258
有形固定資産計	40,822	1,130	—	41,952	36,862	2,099	5,089
長期前払費用	4,947	—	576	4,371	—	—	4,371

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期増加額 (千円)	当期減少額 (目的使用) (千円)	当期減少額 (その他) (千円)	当期末残高 (千円)
貸倒引当金	195	136	—	195	136
受注損失引当金	—	2,762	—	—	2,762

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヵ月以内
基準日	毎年3月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年9月30日 毎年3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え（注）1. 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 無料 —
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社 三井住友信託銀行株式会社 全国各支店 （注）1. 無料 （注）2.
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし電子公告によることができない事故その他やむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	該当事項はありません。

- （注）1. 当社株式は、株式会社東京証券取引所への上場に伴い、社債、株式等の振替に関する法律第128条第1項に規定する振替株式となることから、該当事項はなくなる予定です。
2. 単元未満株式の買取手数料は、当社株式が東京証券取引所に上場された日から「株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額」に変更されます。
3. 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨、定款に定めております。
- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

移動年月日	移動前所有者の氏名又は名称	移動前所有者の住所	移動前所有者の提出会社との関係等	移動後所有者の氏名又は名称	移動後所有者の住所	移動後所有者の提出会社との関係等	移動株数(株)	価格(単価)(円)	移動理由
2018年11月1日	大内 慎	千葉県船橋市	特別利害関係者等(当社の代表取締役社長、大株主上位10名)	株式会社大内事務所 代表取締役 大内 慎	千葉県船橋市西船二丁目18番15号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	1,000	681,000 (681) (注) 4.	資産管理会社への株式譲渡
2019年10月30日	段 誠一郎	Thanh Pho Dalat, Tinh Lam Dong, Vietnam	特別利害関係者等(大株主上位10名)	高柳 剛宏	神奈川県大和市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	200	7,200,000 (36,000) (注) 5.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2019年10月30日	段 誠一郎	Thanh Pho Dalat, Tinh Lam Dong, Vietnam	特別利害関係者等(大株主上位10名)	中野 真孝	東京都武蔵野市	特別利害関係者等(大株主上位10名、当社の取締役)	150	5,400,000 (36,000) (注) 5.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2019年10月30日	段 誠一郎	Thanh Pho Dalat, Tinh Lam Dong, Vietnam	特別利害関係者等(大株主上位10名)	株式会社大内事務所 代表取締役 大内 慎	千葉県船橋市西船二丁目18番15号	特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社、大株主上位10名)	20	720,000 (36,000) (注) 5.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2019年10月30日	段 誠一郎	Thanh Pho Dalat, Tinh Lam Dong, Vietnam	特別利害関係者等(大株主上位10名)	志波 雄一郎	埼玉県越谷市	当社の従業員 (注) 7.	20	720,000 (36,000) (注) 5.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため
2019年10月30日	段 誠一郎	Thanh Pho Dalat, Tinh Lam Dong, Vietnam	特別利害関係者等(大株主上位10名)	松下 豪一郎	東京都練馬区	当社の従業員 (注) 7.	10	360,000 (36,000) (注) 5.	移動後所有者の取得希望に移動前所有者が応じたため

(注) 1. 当社は、東京証券取引所マザーズへの上場を予定しておりますが、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)が定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第253条の規定に基づき、特別利害関係者等が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して2年前の日(2018年4月1日)から上場日の前日までの期間において、当社の発行する株式又は新株予約権の譲受け又は譲渡(上場前の公募等を除き、新株予約権の行使を含む。以下「株式等の移動」という。)を行っている場合には、当該株式等の移動の状況を同施行規則第219条第1項第2号に規定する「新規上場申請のための有価証券報告書(Iの部)」に記載することとされております。

2. 当社は、同施行規則第254条の規定に基づき、上場日から5年間、上記株式等の移動の状況に係る記載内容についての記録を保存することとし、幹事取引参加者は、当社が当該記録を把握し、かつ、保存するための事務組織を適切に整備している状況にあることを確認することとされております。

また、当社は、当該記録につき、同取引所が必要に応じて行う提出請求に応じなければならないとされております。同取引所は、当社が当該提出請求に応じない場合は、当社の名称及び当該提出請求に応じない状況にある旨を公表することができるとされております。また、同取引所は、当該提出請求により提出された記録を検討した結果、上記株式等の移動の状況に係る記載内容が明らかに正確でなかったと認められる場合には、当社及び幹事取引参加者の名称並びに当該記載内容が正確でなかったと認められる旨を公表することができるとされております。

3. 特別利害関係者等の範囲は次のとおりであります。
- (1) 当社の特別利害関係者……役員、その配偶者及び二親等内の血族（以下「役員等」という。）、役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社並びに関係会社及びその役員
 - (2) 当社の大株主上位10名
 - (3) 当社の人的関係会社及び資本的关系会社並びにこれらの役員
 - (4) 金融商品取引業者等（金融商品取引法第28条第8項に規定する有価証券関連業を行う者に限る。）並びにその役員、人的関係会社及び資本的关系会社
4. 移動価格算定方式は次のとおりであります。
類似業種比準方式及び純資産価格方式により算出した価格を総合的に勘案して、決定しております。
5. 移動価格算定方式は次のとおりであります。
DCF法（ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法）及び修正簿価純資産価額法により算出した価格を総合的に勘案して、譲渡人と譲受人が協議の上、決定しております。
6. 2019年12月13日開催の取締役会決議により、2020年1月14日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っておりますが、上記「移動株数」及び「価格（単価）」は当該株式分割前の「移動株数」及び「価格（単価）」を記載しております。
7. 志波 雄一郎及び松下 豪一郎は、2020年6月30日付で当社の取締役に就任しております。

第2【第三者割当等の概況】

1【第三者割当等による株式等の発行の内容】

項目	新株予約権
発行年月日	2020年3月19日
種類	第5回新株予約権 (ストック・オプション)
発行数	普通株式 38,500株 (注) 4.
発行価格	1株につき360円 (注) 3.
資本組入額	180円
発行価額の総額	13,860,000円 (注) 4.
資本組入額の総額	6,930,000円 (注) 4.
発行方法	2020年2月26日開催の臨時株主総会において、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づく新株予約権の付与(ストック・オプション)に関する決議を行っております。
保有期間等に関する確約	(注) 2.

(注) 1. 第三者割当等による募集株式の割当て等に関する規制に関し、株式会社東京証券取引所(以下「同取引所」という。)の定める規則は、以下のとおりであります。

- (1) 同取引所の定める有価証券上場規程施行規則(以下「同施行規則」という。)第259条の規定において、新規上場申請者が、新規上場申請日の直前事業年度の末日から起算して1年前より後において、役員又は従業員等に報酬として新株予約権の割当てを行っている場合には、当該新規上場申請者は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、書面により報酬として割当てを受けた新株予約権の継続所有、譲渡時及び同取引所からの当該所有状況に係る照会時の同取引所への報告その他同取引所が必要と認める事項について確約を行うものとし、当該書面を同取引所が定めるところにより提出するものとされております。
 - (2) 新規上場申請者が、前項の規定に基づく書面の提出等を行わないときは、同取引所は新規上場申請の不受理又は受理の取消しの措置をとるものとしております。
 - (3) 当社の場合、新規上場申請日の直前事業年度の末日は、2020年3月31日であります。
2. 同取引所の定める同施行規則第259条第1項第1号の規定に基づき、当社は、割当てを受けた役員又は従業員等との間で、報酬として割当てを受けた新株予約権を、原則として、割当てを受けた日から上場日の前日又は新株予約権の行使を行う日のいずれか早い日まで所有する等の確約を行っております。
 3. 発行価格は、DCF法(ディスカунテッド・キャッシュ・フロー法)及び修正簿価純資産価額法により算出した価格を総合的に勘案して決定しております。
 4. 新株予約権割当契約締結後の退任及び退職による権利の喪失(取締役1名、当社従業員8名)により、発行数は33,400株、発行価額の総額は12,024,000円、資本組入額の総額は6,012,000円となっております。
 5. 新株予約権の行使時の払込金額、行使期間、行使の条件及び譲渡に関する事項については、以下のとおりとなっております。

	新株予約権
行使時の払込金額	1株につき360円
行使期間	2022年3月14日から 2030年2月26日まで
行使の条件	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。
新株予約権の譲渡に関する事項	「第二部 企業情報 第4 提出会社の状況 1 株式等の状況 (2) 新株予約権等の状況」に記載のとおりであります。

2 【取得者の概況】

新株予約権

(第5回新株予約権)

取得者の氏名又は名称	取得者の住所	取得者の職業及び事業の内容等	割当株数(株)	価格(単価)(円)	取得者と提出会社との関係
大内 慎	千葉県船橋市	会社役員	3,000	1,080,000 (360)	特別利害関係者等 (当社の代表取締役社長) (大株主上位10名)
中野 真孝	東京都武蔵野市	会社役員	3,000	1,080,000 (360)	特別利害関係者等 (当社の取締役) (大株主上位10名)
志波 雄一郎	埼玉県越谷市	会社員	2,000	720,000 (360)	当社の従業員
松下 豪一郎	東京都練馬区	会社員	2,000	720,000 (360)	当社の従業員
齋藤 努	千葉県松戸市	会社員	1,000	360,000 (360)	特別利害関係者等 (大株主上位10名) 当社の従業員

- (注) 1. 新株予約権証券の目的である株式の総数が1,000株以下である従業員(特別利害関係者等を除く)70名、割当株式の総数22,400株に関する記載は省略しております。
2. 退職等の理由により権利を喪失した者につきましては、記載しておりません。
3. 志波 雄一郎及び松下 豪一郎は、2020年6月30日付で当社の取締役に就任し、特別利害関係者等に該当しております。

3 【取得者の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第3【株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)
大内 慎(注) 1. 2. 3. 7.	千葉県船橋市	658,000 (3,000)	63.98 (0.29)
段 誠一郎(注) 2.	Thanh Pho Dalat, Tinh Lam Dong, Vietnam	95,000	9.24
峯崎 勇(注) 2.	千葉県市川市	64,000	6.22
高柳 剛宏(注) 2.	神奈川県大和市	50,000	4.86
GMOアドパートナーズ株式会社(注) 2.	東京都渋谷区桜丘町26番1号	40,000	3.89
齋藤 努(注) 2. 6.	千葉県松戸市	28,000 (1,000)	2.72 (0.10)
駒崎 剛(注) 2.	埼玉県春日部市	22,000	2.14
森田 房雄(注) 2. 5.	東京都武蔵野市	20,000	1.94
中野 真孝(注) 2. 4.	東京都武蔵野市	18,000 (3,000)	1.75 (0.29)
成田 仁(注) 2.	東京都東村山市	4,000	0.39
志波 雄一郎(注) 4.	埼玉県越谷市	4,000 (2,000)	0.39 (0.19)
松下 豪一郎(注) 4.	東京都練馬区	3,000 (2,000)	0.29 (0.19)
所有株式数1,000株の株主12名	—	12,000 (12,000)	1.17 (1.17)
所有株式数500株の株主11名	—	5,500 (5,500)	0.53 (0.53)
所有株式数200株の株主6名	—	1,200 (1,200)	0.12 (0.12)
所有株式数100株の株主36名	—	3,600 (3,600)	0.35 (0.35)
所有株式数20株の株主5名	—	100 (100)	0.01 (0.01)
計	—	1,028,400 (33,400)	100.00 (3.25)

(注) 1. 特別利害関係者等(役員等により総株主の議決権の過半数が所有されている会社)

2. 特別利害関係者等(大株主上位10名)

3. 特別利害関係者等(当社の代表取締役社長)

4. 特別利害関係者等(当社の取締役)

5. 特別利害関係者等(当社の監査役)

6. 当社の従業員

7. 上記の当社代表取締役社長大内慎の所有株式数は、同氏の資産管理会社である株式会社大内事務所が所有する株式数(352,000株)を含めた実質所有株式数を記載しております。

8. 株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を四捨五入しております。

9. ()内は、新株予約権による潜在株式数及びその割合であり、内数であります。

2021年3月11日

株式会社ディマージシェア

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 光隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディマージシェアの2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディマージシェア及び連結子会社の2019年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2021年3月11日

株式会社ディマージシエア

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小松 聡
--------------------	-------	------

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	山崎 光隆
--------------------	-------	-------

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディマージシエアの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディマージシエア及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

2021年3月11日

株式会社ディマージシエア

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 光隆

監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディマージシエアの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間（2020年10月1日から2020年12月31日まで）及び第3四半期連結累計期間（2020年4月1日から2020年12月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ディマージシエア及び連結子会社の2020年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。

2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。

2021年3月11日

株式会社ディマージシェア

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 光隆

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディマージシェアの2018年4月1日から2019年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディマージシェアの2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

2021年3月11日

株式会社ディマージシエア

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

横浜事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小松 聡

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山崎 光隆

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ディマージシエアの2019年4月1日から2020年3月31日までの第21期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ディマージシエアの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券届出書提出会社）が別途保管しております。
2. XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。

